

特記仕様書

I 工事概要

1. 工事名称：平成 27 年度新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事
2. 工事場所：東京都渋谷区千駄ヶ谷 6-1-1
3. 完了期限：契約締結の日から平成 28 年 3 月 17 日迄
4. 工事内容：本工事は、災害時に備えた防災用品の保管場所として防災倉庫を整備するため、千駄ヶ谷管理施設 7 号棟の解体撤去並びに防災倉庫の設置、電源及び給排水等の引込みを行うもの。

II 条件明示

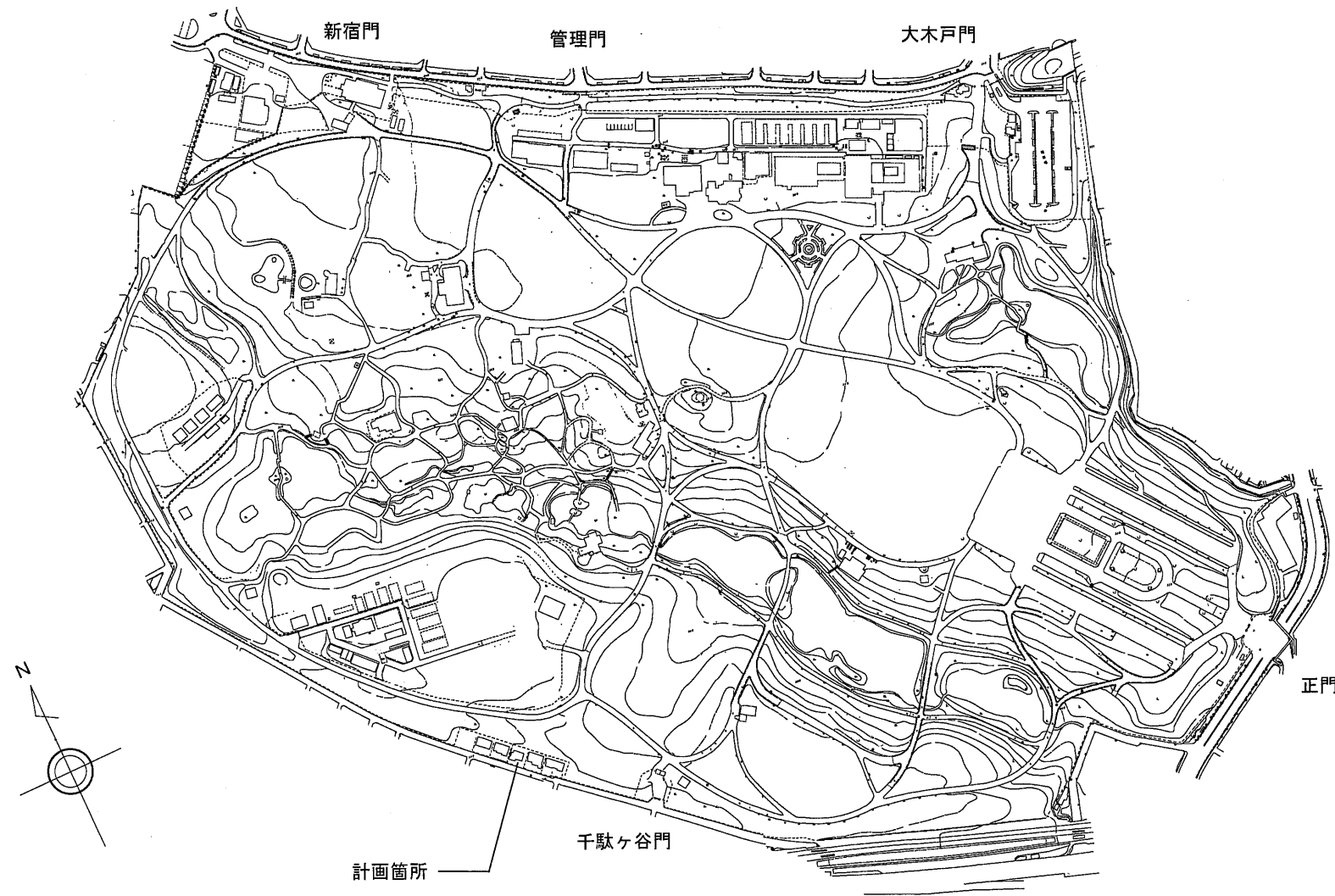
1. 工事関係

- ・ 工事の実施時間は、施設入居者の都合による場合等、やむを得ない場合を除き、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 4 時までとすること。その他の時間の工事実施については、管理事務所に申し出て承認を得ること。
- ・ 作業員の施工区域への出入りは施設付帯の通用口より通行すること。
- ・ 工事開始前及び工事終了後は、その旨を管理事務所に報告すること。
- ・ 工事に必要な電気、水は全て請負者が準備することとし、工事に伴い施設入居者に一切の負担が掛からないよう配慮すること。
- ・ 工事にあたっては、安全を最優先に実施すること。
- ・ 工事にあたっては、疑義点が生じた際には、管理事務所に協議すること。
- ・ 工事にあたっては、管理事務所より提出を求められた書類について、担当者の指示に基づき、速やかに提出すること。
- ・ 工事内容について、作業前・作業中・作業後がわかるように写真を撮影し、A4 サイズで報告書を作成すること。

2. その他

本仕様書に記載がなくとも、本工事を遂行するうえで当然必要な施工上の事項については請負者の負担とする。

新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事



案内図 S=1:6,000

図面番号	図面名称	縮尺
A-00/08	表紙 案内図 図面目録 等	-
A-01/08	特記仕様書01	-
A-02/08	特記仕様書02	-
A-03/08	案内図	1:6,000
A-04/08	配置図・外構詳細図・仕様書	1:300
A-05/08	平面図・仕上表・仕様書	1:50
A-06/08	立面図・断面図・仕様書	1:50
A-07/08	既存外構図・仮設図・施工仕様書	1:300
A-08/08	既存平面図・立面図・仕上表	1:100
S-01/03	基礎伏図・部分詳細図	1:40
S-02/03	躯体部材図・部分詳細図・仕様書	1:40
S-03/03	既設基礎構造図・軸組み図	1:100
E-01/03	電気設備特記仕様書	-
E-02/03	電気配線設備図・機器図・仕様書	1:50
E-03/03	既設電源引込図・配線図・盤図	1:300
M-01/03	機械設備特記仕様書	-
M-02/03	換気設備図・機械仕様書	1:50
M-03/03	既設引込図・配管図	1:300

新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事設計図		章	項目	特記事項	3	基礎及びコンクリート工事	(6.1.4)																												
仕様書	I 工事概要	1 一般共通事項	① 適用基準等	<input checked="" type="radio"/> 建築物解体工事共通仕様書 (国土交通大臣官房官庁営繕部監修 平成24年版) <input checked="" type="radio"/> 公共建築工事共通仕様書 (国土交通大臣官房官庁営繕部監修 平成25年版) <input checked="" type="radio"/> 工事写真の撮り方 (改訂第2版) 建築編 (国土交通大臣官房官庁営繕部監修)	3 基礎及びコンクリート工事	① 普通コンクリートの設計基準強度	設計基準強度 F_c (N/mm ² kgf/cm^2) ※21<210> 建築躯体 ○18<180> 建物内土間コンクリート、ポーチ、犬走りを含む																												
			② 工事実績情報の登録	<input checked="" type="radio"/> 適用する (1.1.4) <input checked="" type="radio"/> 現場説明書による ○ 施内処分 (1.1.13)		② レディミクストコンクリートの種類	<input checked="" type="radio"/> I類 ・ II類 (6.1.5) (6.4.1) (6.4.2) (表6.1.1) (6.3.2) (6.13.2) (6.16.2) (表6.3.1)																												
	1. 工事場所		③ 発生材の処理等	<input checked="" type="radio"/> 現場説明書による ○ 施内処分 (1.3.3)		③ セメントの種類	<input checked="" type="radio"/> 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・高炉セメントB種 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。																												
	2. 敷地面積		④ 電気保安技術者	<input checked="" type="radio"/> 適用する (1.3.5)		④ 砕石及び砂利の種類	<input checked="" type="radio"/> A (6.3.3) (6.5.4) ・B (※コンクリート中のアルカリ総量 $R_t=29.4N/m^3 $0.3kgf/m^3$以下) $																												
	3. 工事種目		5 条件明示項目			⑤ 混和材料の種類	<input checked="" type="radio"/> 混和剤 ・ 混和材 (6.3.5) (6.4.8)																												
	1. 建築工事		⑥ 建築材料等	本工事に使用する材料等の特定のものが特記された場合、設計図書に規定する物又はこれらと同等の物とする。ただし、同等のものとする場合は監督職員の承諾を受ける。 なお「評価名簿による」と特記されたものは、建設大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿 (平成12年版)」による。		⑥ 基礎の補強	基礎に沈下、亀裂があるものは、モルタル等にて補修し、修復不可能な場合は(7)1500種Cと入れ替える。																												
	2. 電気工事等		7 特別な材料の工法	共に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。																															
	2. 電気工事等		⑧ 技能士	(1.5.2)																															
	3. 給排水衛生ガス設備工事																																		
	4. 工事範囲																																		
	※「下記工事種目」記載範囲が、全て工事範囲とする。																																		
	・「下記工事種目」のうち、図示外の工事範囲は下記表のとおりとする。																																		
	ただし、他の工事種目は全て今回工事範囲とする。																																		
	1 仮設工事																																		
	2 撤去及び補強工事																																		
	3 基礎及びコンクリート工事																																		
	4 木工事																																		
	5 金属製建具工事																																		
	6 木製建具工事																																		
	7 塗装工事																																		
	8 内装工事																																		
	9 雑工事																																		
	10 電気設備工事																																		
	11 給排水衛生ガス設備工事																																		
	II 建築工事仕様																																		
	1. 共通仕様																																		
	2. 特記仕様 (一般共通事項・仮設工事・性能については本書を適用する)																																		
	3. 特記仕様 (工事仕様については別記特記仕様書による)																																		
		2 仮設工事	1 監督員事務所	<input checked="" type="radio"/> 設ける ○ 現場管理用の製本図書 (A4縮小版×2冊、○ 基盤製本×1部) 監督職員事務所の規模 (2.3.3) (表2.3.1) ・1号 ・2号 ・3号 ・4号 ・5号 監督職員事務所に設ける備品等 ※現場説明書による (2.3.3) <input checked="" type="radio"/> 工事共通仕様書一式を用意する																															
			② 工事用水	構内既存の施設 ※利用できない ○ 利用できる (※有償 ・ 無償)																															
			③ 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない ○ 利用できる (※有償 ・ 無償)																															
			④ 仮設便所	構内既存の施設 ※利用できない ○ 利用できる (※有償 ○ 無償)																															
			⑨ 完成図等	<input checked="" type="radio"/> 作成する (1.7.1~1.7.3) (表1.7.1) 完成図の原図サイズ ○ 設計図書サイズ、 保全に関する資料の部数 ○ 2部 コピー製本とする。																															
			⑩ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。																															
			⑪ 完成写真	下記ものを監督職員に提出する。ただし、原板は撮影業者の保管とする。																															
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類・規格</th> <th>撮影箇所数</th> <th>提出部数</th> <th>原板の大きさ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・モノクローム ※キャビネ版</td> <td>外部 () 内部 ()</td> <td>※2</td> <td>※100×125以上</td> </tr> <tr> <td>○カラー全紙パネル ※キャビネ版</td> <td>各棟毎に 外部 (4) 内部 (4)</td> <td>※2・3</td> <td>※100×125以上</td> </tr> <tr> <td>(他に外観正面1カットのみ5枚(カラーキャビネ版)提出)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・カラー全紙パネル</td> <td>外部 () 内部 ()</td> <td>※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・カラーサイド</td> <td>外部 () 内部 ()</td> <td>※1</td> <td>※24×36以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外部 () 内部 ()</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 撮影業者※監督職員の承諾する撮影業者 (建築完成写真撮影の実績のある業者)	分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原板の大きさ(mm)	・モノクローム ※キャビネ版	外部 () 内部 ()	※2	※100×125以上	○カラー全紙パネル ※キャビネ版	各棟毎に 外部 (4) 内部 (4)	※2・3	※100×125以上	(他に外観正面1カットのみ5枚(カラーキャビネ版)提出)				・カラー全紙パネル	外部 () 内部 ()	※1		・カラーサイド	外部 () 内部 ()	※1	※24×36以上		外部 () 内部 ()					
分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原板の大きさ(mm)																																
・モノクローム ※キャビネ版	外部 () 内部 ()	※2	※100×125以上																																
○カラー全紙パネル ※キャビネ版	各棟毎に 外部 (4) 内部 (4)	※2・3	※100×125以上																																
(他に外観正面1カットのみ5枚(カラーキャビネ版)提出)																																			
・カラー全紙パネル	外部 () 内部 ()	※1																																	
・カラーサイド	外部 () 内部 ()	※1	※24×36以上																																
	外部 () 内部 ()																																		
			⑫ 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。																															
			⑬ 設計GL	<input checked="" type="radio"/> 図示 ・ 設計GL=現状GL <input checked="" type="radio"/> 設計GL=施行範囲の敷地内の高いところを基準とする。																															
					4 木工事	1 木材の品質	※共仕12.2.1 ・ 市販品 (12.2.1) ※共仕表12.2.3による (12.2.1) (表12.2.3)																												
						2 樹種	・ 代用樹種を適用しない箇所 (12.2.2) (表12.2.2)																												
						3 集成材	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格・品質</th> <th>芯材の種類</th> <th>化粧単板の樹種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※集成材</td> <td>※一般材</td> <td>○ とも・なら・しおじ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・構造用集成材</td> <td>※1級 ・ 2級</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・造作用集成材</td> <td>※1等 ・ 2等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・化粧ばり造作用集成材</td> <td>※1等 ・ 2等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (12.2.9) 行う箇所 (水廻り) (12.7.1) (表12.7.1) フローリング及び緑甲板張り床 下張り用床板 ※無し ・ 有り (※合板張り ・ 板張り) 床板 ※フローリング (共仕18.5.2による) ・ 緑甲板 (※ひのき)	品名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種	※集成材	※一般材	○ とも・なら・しおじ		・構造用集成材	※1級 ・ 2級			・造作用集成材	※1等 ・ 2等			・化粧ばり造作用集成材	※1等 ・ 2等										
品名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種																																
※集成材	※一般材	○ とも・なら・しおじ																																	
・構造用集成材	※1級 ・ 2級																																		
・造作用集成材	※1等 ・ 2等																																		
・化粧ばり造作用集成材	※1等 ・ 2等																																		
						4 防ぎ処理																													
						5 床板張り																													
						6 移設部と撤去部	使用材は土台栓1等、和室柱上小節、その他は根1等、小屋組材欄2等とする 工法は在来工法とし既存架構との取合部は添木を当てる等で補強し、仕口金物を適切に用いる 除去できない柱は支保しつつ残す 筋違いを除去する場合は改修後の壁に等量の筋違いを入れる																												
						5 金属製建具工事	① アルミ製建具	既存製作所と同一製作所又は同等以上としカラー仕様とする ガラスは透明(7)5mm、型板(7)4mmを使用する ○ スペアーキー、各扉毎に3本用意する。																											
						6 木製建具	① 木製建具	かまち戸の樹種 かまち ○ 堅木 (16.7.2) ふすまの上張り ※新島の子又はビニル紙程度 (押入等の裏面は除く) (表16.7.3) 既設の建具の全てを取り替える。 ドアはポリ合板フラッシュ、戸襖は片面ポリ合板片面耐水合板とする マスターキー ※製作する ・ 製作しない (16.8.5) 建具金物の種類 (表16.8.2)																											
							② 建具用金物	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>品質・規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>錠、丁番、戸当り</td> <td>評価名簿による</td> </tr> <tr> <td>内締り錠</td> <td>WCドアに使用</td> </tr> </tbody> </table>	種類	品質・規格	錠、丁番、戸当り	評価名簿による	内締り錠	WCドアに使用																					
種類	品質・規格																																		
錠、丁番、戸当り	評価名簿による																																		
内締り錠	WCドアに使用																																		
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th colspan="5">新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事</th> </tr> <tr> <th>図面名称</th> <th colspan="5">特記仕様書01</th> </tr> <tr> <th>所長</th> <th>科長</th> <th>主査</th> <th>担当</th> <th>縮尺</th> <th>図面番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A-01/08</td> </tr> </tbody> </table> 環境省 新宿御苑管理事務所	件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事					図面名称	特記仕様書01					所長	科長	主査	担当	縮尺	図面番号						A-01/08				
件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事																																		
図面名称	特記仕様書01																																		
所長	科長	主査	担当	縮尺	図面番号																														
					A-01/08																														

7 塗装工事

1 既存木部
 ② 素地ごしらえ

3 床用塗料塗り
 4 木材保護着色剤塗り

屋内の木部見え掛り部分全てを洗い、仕上塗装を行う (OSCL, OP)

垂れ始めの素地ごしらえの種類 (メーカーの仕様による。 (17.2.4.) (表17.2.3) (表17.3.4))

種別	施工部位及び塗料種別
A種	鋼製の建具及び、2液形ポリウレタンエナメル塗り、常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗りの場合
B種	A種、C種以外
C種	下塗りに変成エポキシ樹脂塗料を塗装する場合

せつこうボード及びその他のボード面の素地ごしらえの種類 (17.2.7) (表17.2.7)

種別 ※B種 ・ A種 (施工箇所:)

材質 ウレタン樹脂系塗料 (※標準色)

仕上種別 ※平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ

塗布量 プライマー塗りのうえ主剤2回塗りとし、総塗布量は0.5kg/m²以上とする

材質 低塗膜形成型木材保護着色塗料 (※標準色) サドリクラシック同等品以上

仕上種別 ハケ塗り又はスプレー塗り

塗布量 下塗りペースを1回塗り、主剤を2回塗を基準とする。

塗装仕上げ色は、事前にサンプル確認の上に、御苑管理監督員の確認を受ける事とする。

8 内装工事

① ビニル床シート張り

2 ビニル床タイル張り

3 帯電防止床タイル張り

④ ビニル幅木

⑤ せつこうボードその他のボード張り

6 壁紙張り

(18.2.2)

種類	記号	色柄	厚さ(mm)
※発泡層のないもの	※NC	※無地 ・ マーブル柄	※2.3 (1) 8
・発泡層のあるもの		※柄物 ・ 無地	

工法 ※熱溶接工法 ・ 突付け (施工箇所:) (18.2.3) (18.2.2)

種類	記号	厚さ(mm)	備考
※コンポジションビニル床タイル (半硬質)	CT	※2	
・コンポジションビニル床タイル (軟質)	CTS		
・ホモジニアスビニル床タイル	HT		

(18.2.2)

種類	厚さ(mm)	性能
・コンポジションビニル床タイル	※2	体積抵抗値 (JIS K6911による)
・ホモジニアスビニル床タイル	※4.0又は4.5	1.0×10 ³ Ω以下

高さ(mm) ※60 ・ 75 (18.2.2)

(18.4.2) (表18.4.1)

種類	記号	厚さ(mm)、規格等
・難燃木毛セメント板	—	・15 ・ 20 ・ 25
・断熱木毛セメント板	—	・15 ・ 20 ・ 25
○けい酸カルシウム板	0.8FK	タイプ2 (無石棉)
・ロックウール化粧吸音板	DR	※フラットタイプ (※9 ・ 12 ・) ・凹凸タイプ (※12 ・ 15 ・ 19 ・)
・ロックウール化粧吸音板 (軒天井用)		※フラットタイプ9 ((個)不燃) ・凹凸タイプ (※12 ・ 15) ((個)不燃)
○せつこうボード	GB-R	12.5 (不燃)
・不燃積層せつこうボード	GB-NC	9.5 (不燃) 化粧無 (下地張り用) 化粧有 (トラバーチン模様)
・シーリングせつこうボード	GB-S	
・強化せつこうボード	GB-F	12.5 (不燃) 15.0 (不燃)
・せつこうラスボード	GB-L	9.5
○化粧せつこうボード	GB-D	12.5 (不燃) 幅440mm程度 模様 (※柱目 ・ 板目) 専用下地材付き
・メラミン樹脂化粧板		JIS K6903による 厚さ1.2
・米松厚単板張り付合板 (不燃タイプ)		6.0 ((個)不燃)

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材 (18.4.2) (表9.5.1)
 ※適用する ・ 適用しない

(18.6.2)

施工箇所	壁紙の種類				防火性能の級別	品質等
	紙	織物	ビニル	化学繊維		
戸襖の襖面	・	・	・	・		新鳥の子紙
各壁面	・	・	・	・	※耐火 ・ 準耐火	
既設部分の補修部	・	・	・	・	※耐火 ・ 準耐火	
	・	・	・	・	※耐火 ・ 準耐火	
	・	・	・	・	※耐火 ・ 準耐火	

素地ごしらえ (18.6.3) (表17.2.4) (表17.2.7)

モルタル、プラスター面 ※B種 ・ A種 (施工箇所:)

せつこうボード面 ※B種 ・ A種 (施工箇所:)

接着剤 ウオールボンド (矢沢化学) または同等品 (18.7.2) (表18.7.1)

⑦ 断熱材

8 廻り縁

(18.9.2)

種類	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
○押出法 ポリスチレン フォーム 保温板	※2種b ※一部 ※水回り部分 ・接地板部分 ・	※25 ・ ※25 ・	特定フロンを使用しないもの
	※断熱材補修部分 ・一部 ・	※15 ・	特定フロンを使用しないもの 難燃性※3級 ・ 2級
	※製造所 性能評価、評価名簿による		

※ 外壁、および、天井には木質繊維断熱材 (7)50を使用する。 (18.9.2)

※ 断熱材裏打ちボードの品質は、上記の品質に応じたものとする。

塩ビ既製品を使用する

9 その他工事

1 外壁サイディング

2 カーテンレール

3 ブラインドボックス及びカーテンボックス

4 黒板及びホワイトボード

5 表示標識

6 天井点検口

7 床点検口

⑧ 造り付け家具

9 タタミ

10 ヌレエン

① 建物ジョイント部材

② 維持管理保全について

下張防水紙はアスファルト系、サイディングは非金属系としコーナー役物、水切金物を使用する

材種 ※アルミニウム製 ・ ステンレス製

形式 ・ 片引き ・ 引分け (※暗幕用は300mm以上の引合せの重掛けとする) ・ ダブル
・ ピクチャーレール取付 L=400mm 既設の仕様に合わせてすることとする。

・ 市販品 (アルミニウム製 押出し型材)
溝幅×深さ(mm) ※90×150 ・ 150×80 ・ 120×80 ・ 120×150
・ 色彩 ※B-1 ・ B-2 (※ブラウン系 ・ ブラック ・ ステンカラー)
・ 図示
・ 既設の仕様に合わせてすることとする。

(23.2.8)

種類	寸法(mm)	色彩	備考
・黒板	※焼付け	※緑 ・ 黒 ※緑 ・ 黒	※平面 ・ 曲面 ・ スクリーン付引分
・ホワイトボード	※ほうろう	※白	※平面 ・ 曲面 ・ スクリーン付引分

表札表示郵便受け ※図示 (市販品 ※ステンレス製 ・) (23.2.10)
 ・ 無し
誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は共通詳細による。
製造所 監督職員の承諾する製造所

材質 アルミニウム製 (※細線タイプ ・ 目地タイプ)
製造所 評価名簿による

材質 アルミニウム製 (受け枠 ※アルミ製 ・ ステンレス製)
製造所 評価名簿による

台所部分
・ 木製棚板、既存の棚を撤去して、新設する
・ 吊戸棚、キッチンセット、フードボックスを取付ける (製造所はサンウェブ又は同等品とする)

玄関
・ 下足箱を床置きし転倒防止のため、壁、床にアンカーを取ることとする。
○収納棚を設ける。製造所仕様による。

・ スタイロフォーム量 (柄縁付) とする

・ 既製品セットを使用する

○既製品に無い場合は、板金加工し、2棟の建物をジョイントしてする。屋根、外壁は防水シール防水シーリングは、板金ジョイント部分の内側、及び外側に、留め金具部分にもシールする。

○屋根、外壁の防水保証書を提出する。
○維持管理上の補修を要する、保全に要する期間の報告を要する。JASS①による。保全措置期間参照
○各部材の性能証明書は提出する。
○屋根、外壁の防水は、10年の保証書を3連連名で提出する。
○防災倉庫の組み立て時に使用する工具は、一式、引き渡しの際に提出する。
・ 引き渡しの際の、予備品目、工具については、JASS 1による。

III 新宿御苑内工事作業心得要領

(目的)

第1条 新宿御苑内においての、工事について、来苑者及び工事の安全を確保し、且つ、工事の進捗を図る為本書による、要領を定める。

(対象範囲)

第2条 本要領は、工事請負者を対象とする。
(工事請負者及び作業員)

第3条 工事請負者は、従事する職員及び、作業員の人数を新宿御苑管理事務所に毎日書面を持って報告する。
(工事請負者の職員及び作業員の義務)

第4条 工事に従事する職員及び作業員は、次の事項を遵守するものとする。

1. 苑内では定められた腕章を常時つけるものとする。
2. 休憩時間中は新宿御苑管理事務所が指定する場所を使用するものとする。
3. 来苑者に不快感を与えるような服装及び、妄りな行動は慎むものとする。
4. 来苑者とのトラブルは絶対に起こしてはならない。
万一生じた場合は、直ちに新宿御苑管理事務所に報告するものとする。
5. 職員及び作業員の入退苑は、原則として定められた工事用門を使用するものとする。
(建設機械器具及び車両)

第5条 工事等請負者は苑内で使用する建設機械器具及び車両 (以下「車両等」) の種別、型式、運転手等の一覧表を作成し、新宿御苑管理事務所の承諾を得るものとする。
(通行証)

第6条 第5条の車両等には、新宿御苑管理事務所が貸与又は指示する様式の通行証を常時掲出する。

1. 通行証は、車両等の外部から一目で確認できる箇所に明示するものとする。
2. 通行証は、他の車両等に転用してはならない。
やむを得ず車両等を変更する場合は、その都度新宿御苑管理事務所の承諾を得るものとする。
3. 貸与された通行証は、工事完了後速やかに新宿御苑管理事務所へ返却するものとする。
また、新宿御苑管理事務所の指示により作成した通行証については、工事完了後速やかに処分する。

第7条 車両等を使用する苑内作業に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 車両等は、原則として低振動、低騒音型を使用するものとする。
2. 機械による掘削は事前に新宿御苑管理事務所職員との立合いの上、地下埋設物の有無を確認してから行う。
3. 車両等の苑内走行は、定められた経路及び、速度を守り、来苑者の安全確保には十分留意する。
4. 車両等の走行に当たっては、緊急且つ、やむを得ない場合を除き警笛は使用しないものとする。
5. 車両等は、苑路以外の場所へ進入してはならない。
やむを得ず進入する場合は、新宿御苑管理事務所の指示を得るものとする。
6. 車両等の駐車は、指定された場所以外では行わないこと。
やむを得ない場合は、その都度新宿御苑管理事務所の指示を得るものとする。
7. 車両等の入退苑は、原則として定められた工事用門を使用するものとする。
(作業時間)

第8条 作業時間は原則として午前8時30分から午後5時までとし、この時間外の作業を行う場合は事前に新宿御苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。
(祝日等の作業)

第9条 祝日は原則、作業は行わないものとする。また、土、日曜日に行う際は、騒音、塵埃の少ないものとする。
(現場管理)

第10条 工事に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 請負者は工事着手先立ち、新宿御苑管理事務所と協議の上、工事用門を設置し、必要に応じ警備員を配置するものとする。
2. 工事現場は原則として、保安柵又はシート等で囲みその中で作業を行うこととする。
3. 請負者は入苑者が工事現場に立入らぬよう注意看板を設置するものとする。
4. 請負者は、工事に伴い苑路の迂回等が必要な場合、その都度新宿御苑管理事務所と協議の上、迂回指示版を苑内に設置するものとする。
5. 工事用資材置場は新宿御苑管理事務所の指定する場所を使用し、必ずシート等で覆うなどして、盗難にあわぬように、注意するものとする。
6. 工事現場及びその付近は、常に整理整頓を行うものとする。
(安全管理)

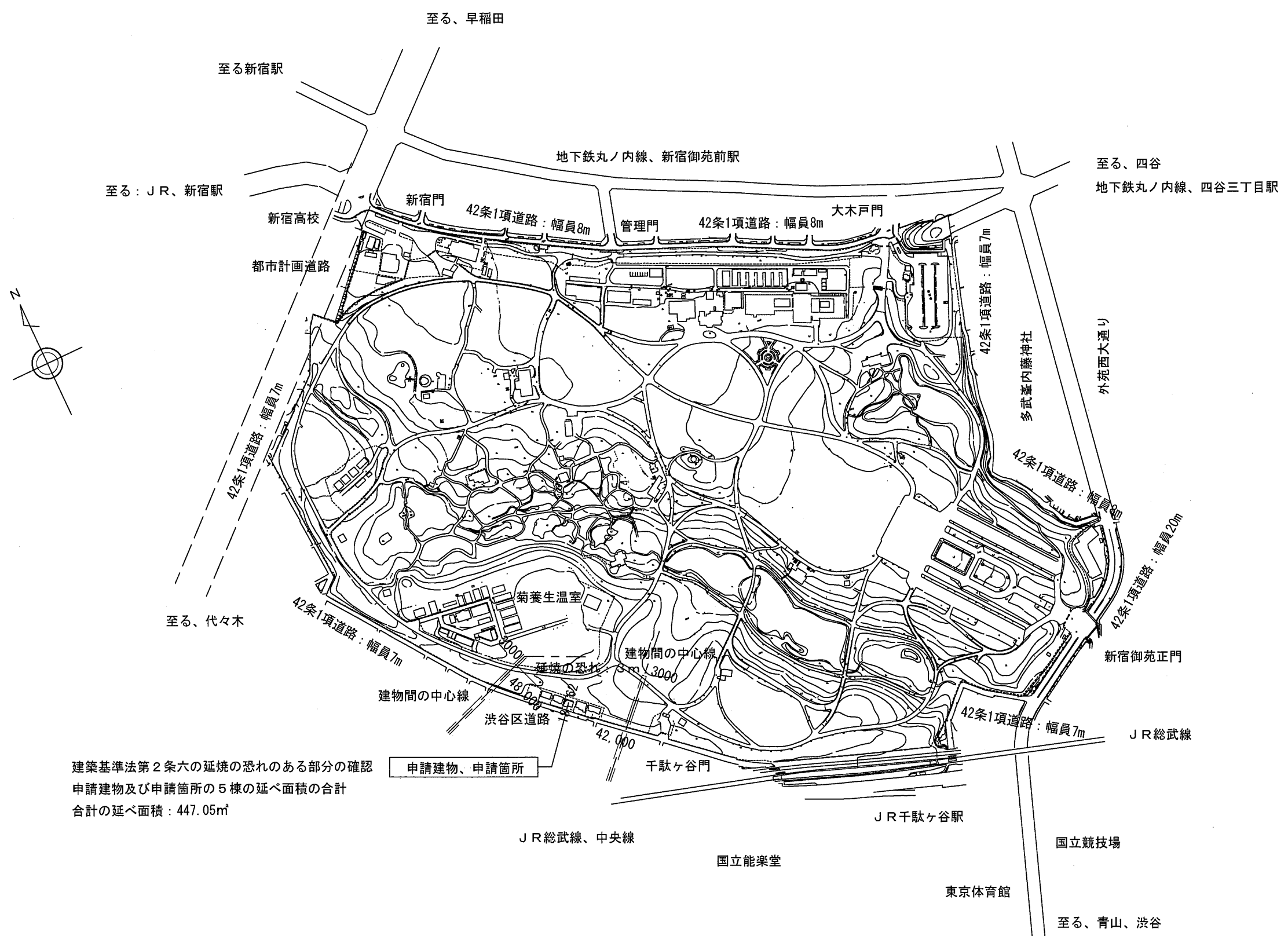
第11条 請負者の現場責任者は、工事現場の安全対策に万全を期するものとし、次の事項を遵守するものとする。

1. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに新宿御苑管理事務所へ報告するものとする。
2. 危険物の取扱いは必ず危険物取扱責任者が行うものとする。
3. 工事現場における火器の使用は、工事的に直接使用する場合に限る。目的以外の為に使用する場合事前に新宿御苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。
(その他)

第12条 請負者の現場責任者は、新宿御苑管理事務所との連絡を密にし、現場の円滑な運営に努めるものとする。

第13条 請負者は上記の事項について、工事に従事する職員及び作業員全員に周知徹底させるものとする。

件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事				
図面名称	特記仕様書 02				
所長	科長	主査	担当	縮尺	図面番号
				-	A-02/08
環境省 新宿御苑管理事務所					

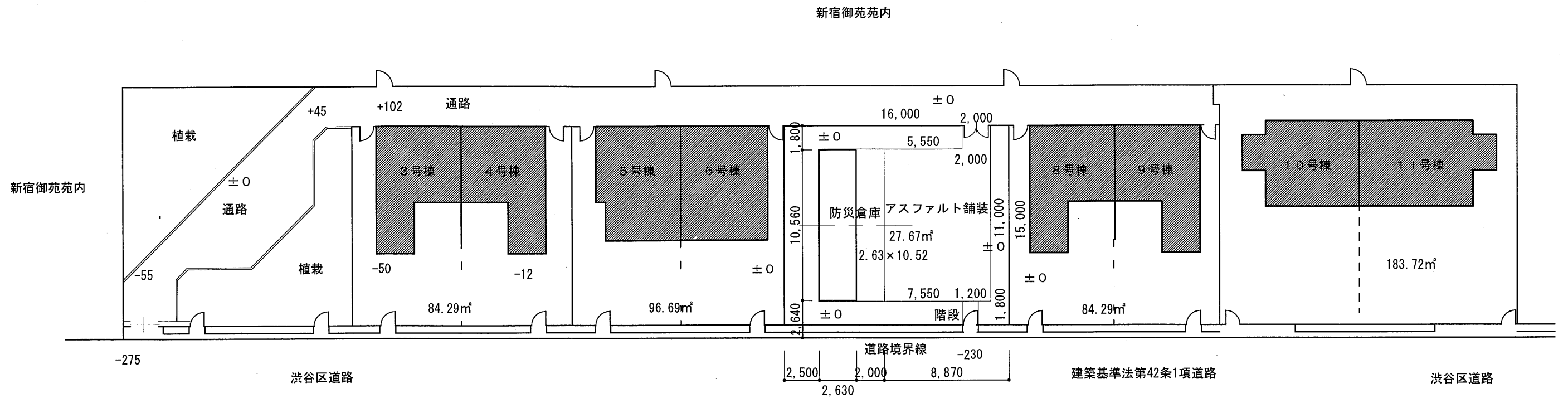


建築基準法第2条六の延焼の恐れのある部分の確認
 申請建物及び申請箇所の5棟の延べ面積の合計
 合計の延べ面積：447.05㎡

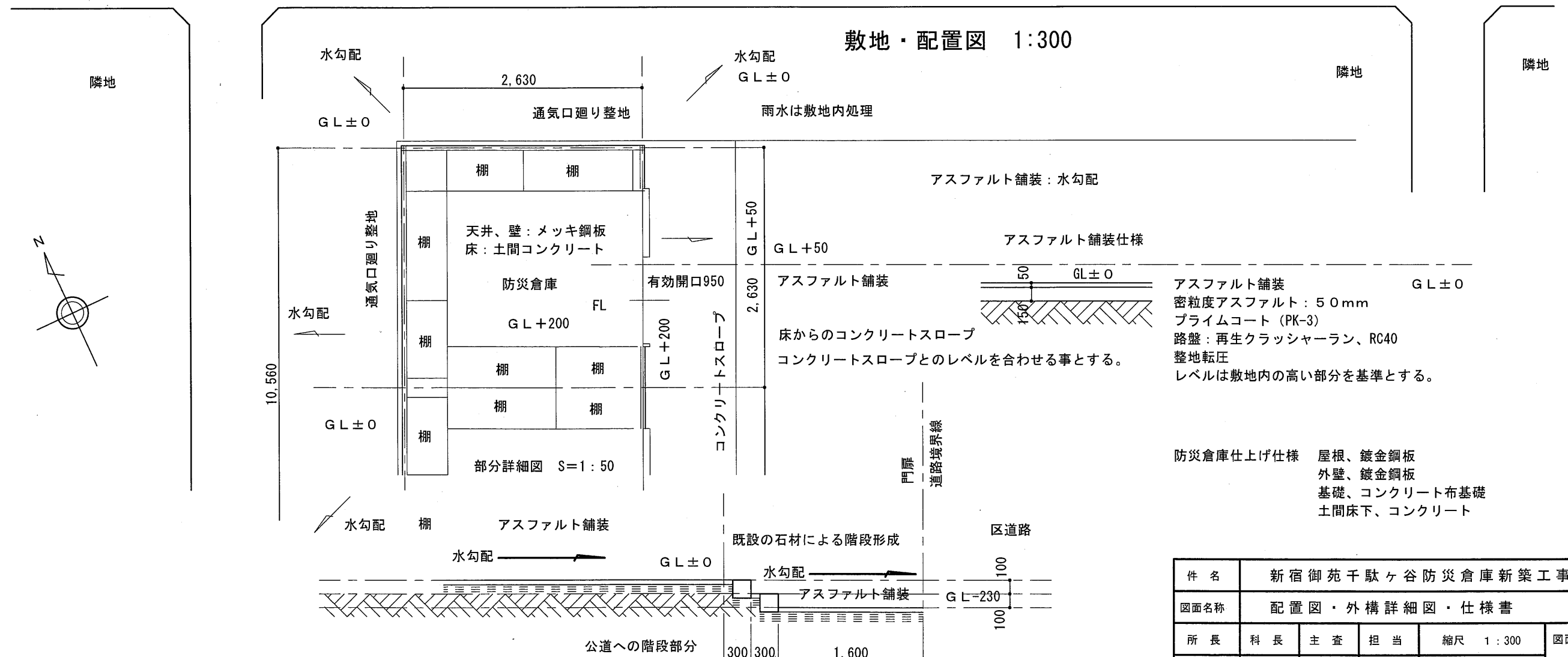
申請建物、申請箇所

案内図

件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事				
図面名称	案内図				
所長	科長	主査	担当	縮尺 1:6000	図面番号
					A-03/08
環境省 新宿御苑管理事務所					



敷地・配置図 1:300

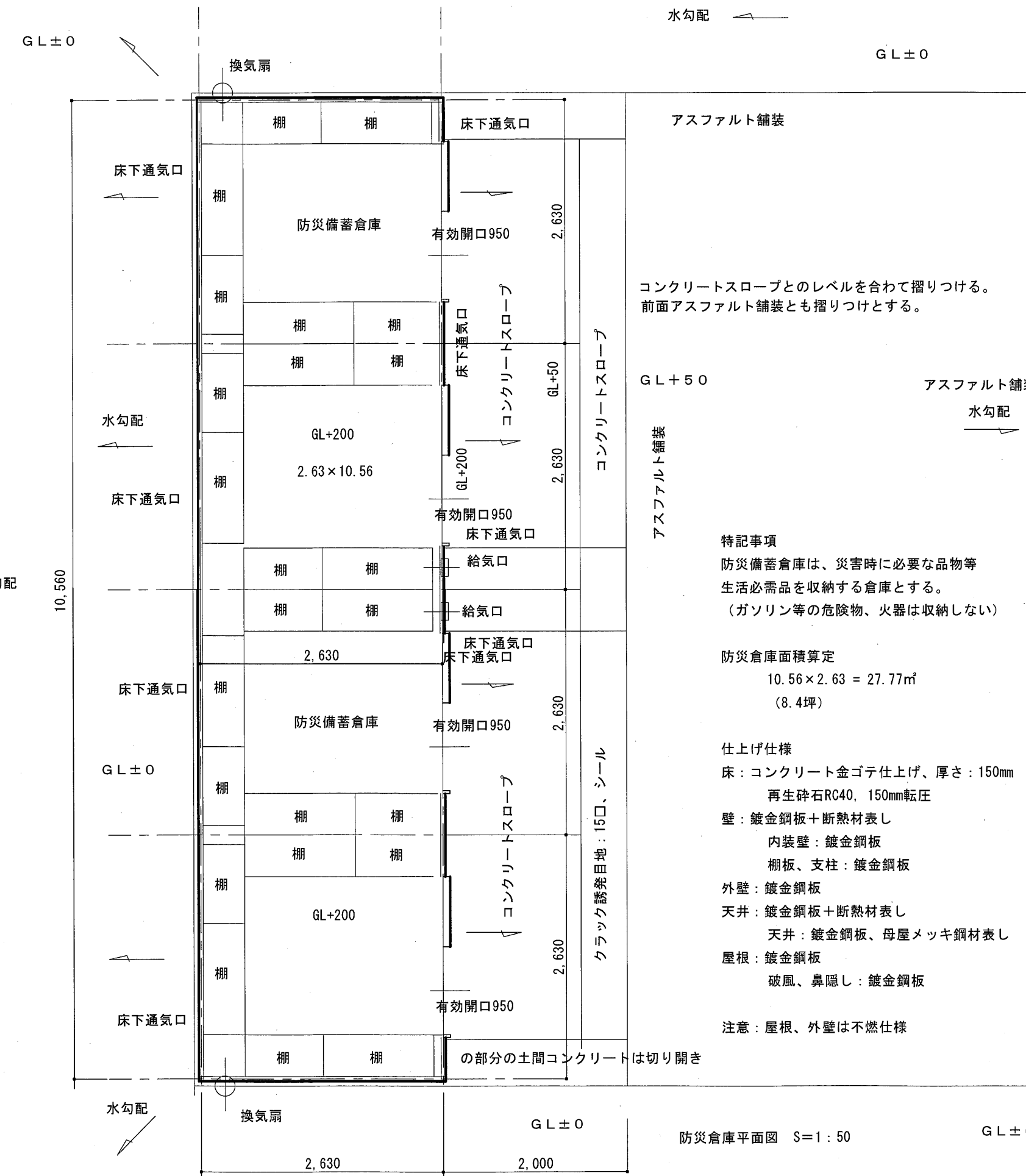
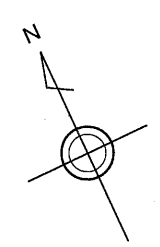


部分詳細図 1:50

アスファルト舗装
 密粒度アスファルト：50mm
 プライムコート（PK-3）
 路盤：再生クラッシャーラン、RC40
 整地転圧
 レベルは敷地内の高い部分を基準とする。

防災倉庫仕上げ仕様
 屋根、鍍金鋼板
 外壁、鍍金鋼板
 基礎、コンクリート布基礎
 土間床下、コンクリート

件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事				
図面名称	配置図・外構詳細図・仕様書				
所長	科長	主査	担当	縮尺 1:300	図面番号
					A-04/08



水勾配 ←

GL±0

アスファルト舗装

コンクリートスロープとのレベルを合わせて摺りつける。
前面アスファルト舗装とも摺りつけとする。

アスファルト舗装
GL±0まで摺りつけ

GL+50

アスファルト舗装
水勾配 →

アスファルト舗装

特記事項
防災備蓄倉庫は、災害時に必要な品物等
生活必需品を収納する倉庫とする。
(ガソリン等の危険物、火器は収納しない)

防災倉庫面積算定
 $10.56 \times 2.63 = 27.77\text{m}^2$
(8.4坪)

仕上げ仕様
床：コンクリート金ゴテ仕上げ、厚さ：150mm
再生砕石RC40、150mm転圧

壁：鍍金鋼板+断熱材表し
内装壁：鍍金鋼板
棚板、支柱：鍍金鋼板

外壁：鍍金鋼板
天井：鍍金鋼板+断熱材表し
天井：鍍金鋼板、母屋メッキ鋼材表し

屋根：鍍金鋼板
破風、鼻隠し：鍍金鋼板

注意：屋根、外壁は不燃仕様

- 換気扇、三菱電機株式会社
EX-20KJ6-BL、200mm
ウェザーカバー、P-20CVA4
防虫ネット、KS3
- 照明器具、東芝ライテック株式会社
40W型照明器具、LET-41007LS9
- 防災倉庫：NXP-140HTL-2一般型（特注品）
株式会社稲葉製作所
製造所の追加オプション仕様
扉追加、SP-4H×2ヶ所
追加棚Aセット、A×4ヶ所
追加棚Eセット、E×8ヶ所
換気扇開口、KXP-H×2ヶ所
給気口、KTP-H×2ヶ所

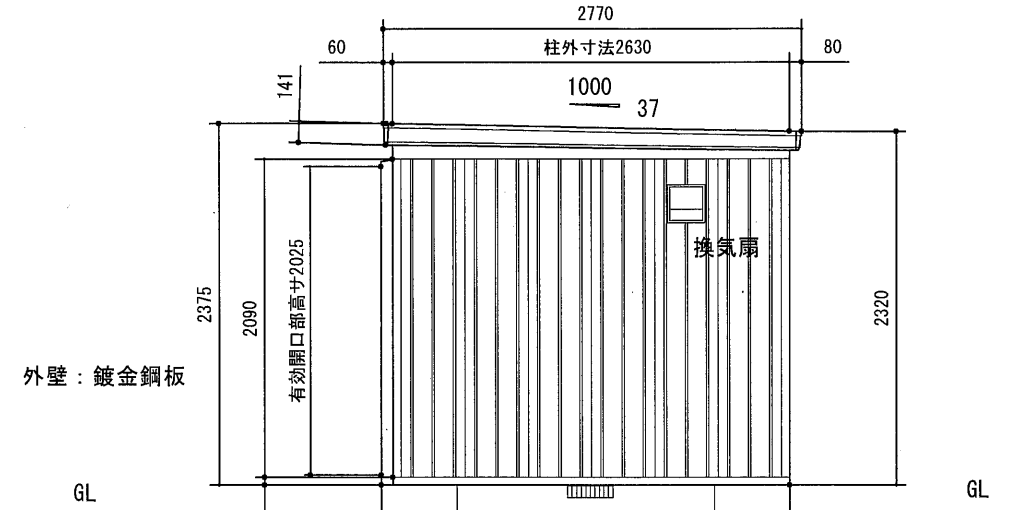
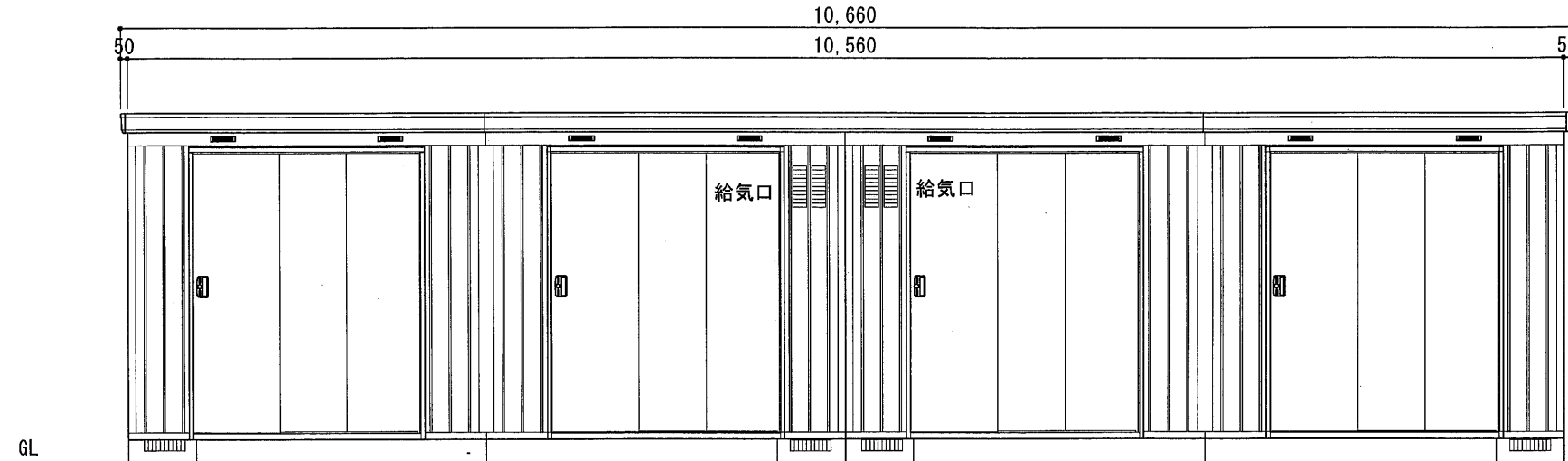
防災倉庫平面図 S=1:50

件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事				
図面名称	平面図・仕上表・仕様書				
所長	科長	主査	担当	縮尺 1:50	図面番号
					A-05/08

屋根、破風：鍍金鋼板

屋根：鍍金鋼板

屋根：鍍金鋼板



床下通気口 基礎立上り：クラック誘発目地 床下通気口 床下通気口 基礎目地：15口 床下通気口
300×100

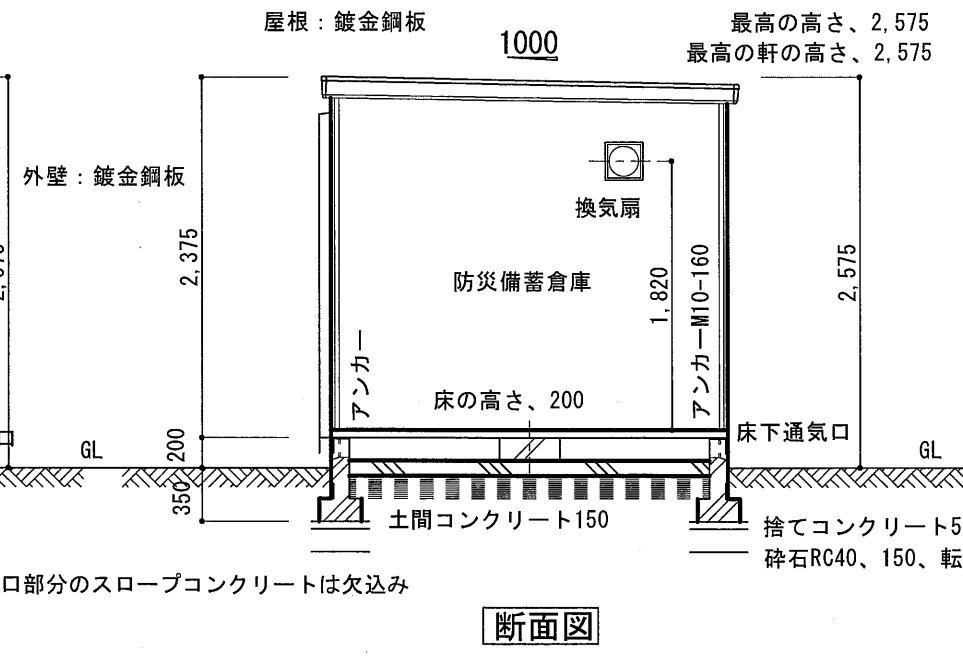
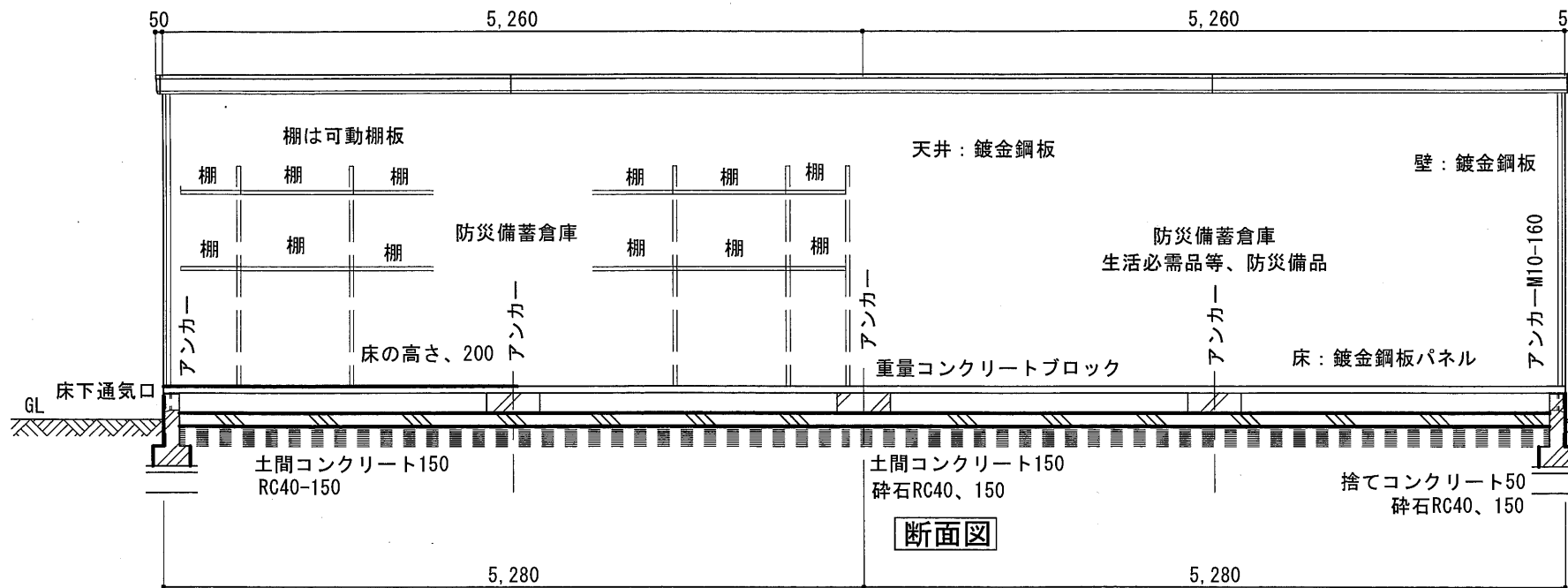
床下通気口
基礎目地：15口

正面図

側面図

屋根：鍍金鋼板

屋根：鍍金鋼板



断面図

断面図

防災倉庫仕様：NXP-140HTL-2一般型
 屋根：Y10→溶融亜鉛-5%アルミニウム合金鍍金鋼板 (JIS G 3317)
 母屋部材：F12→溶融亜鉛鍍金鋼板 (JIS G 3302)
 外壁：F12→溶融亜鉛鍍金鋼板 (JIS G 3302)
 躯体部材：F12→溶融亜鉛鍍金鋼板 (JIS G 3302)
 内装：亜鉛鍍金鋼板表し

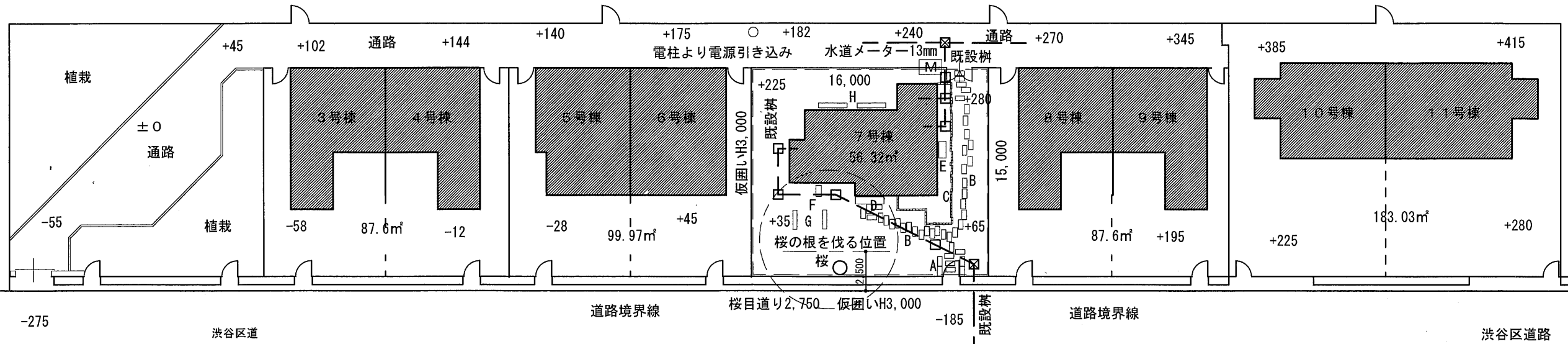
件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事				
図面名称	立面図・断面図・仕様書				
所長	科長	主査	担当	縮尺 1:50	図面番号
					A-06/08

工事用の仮設電源、用水等について

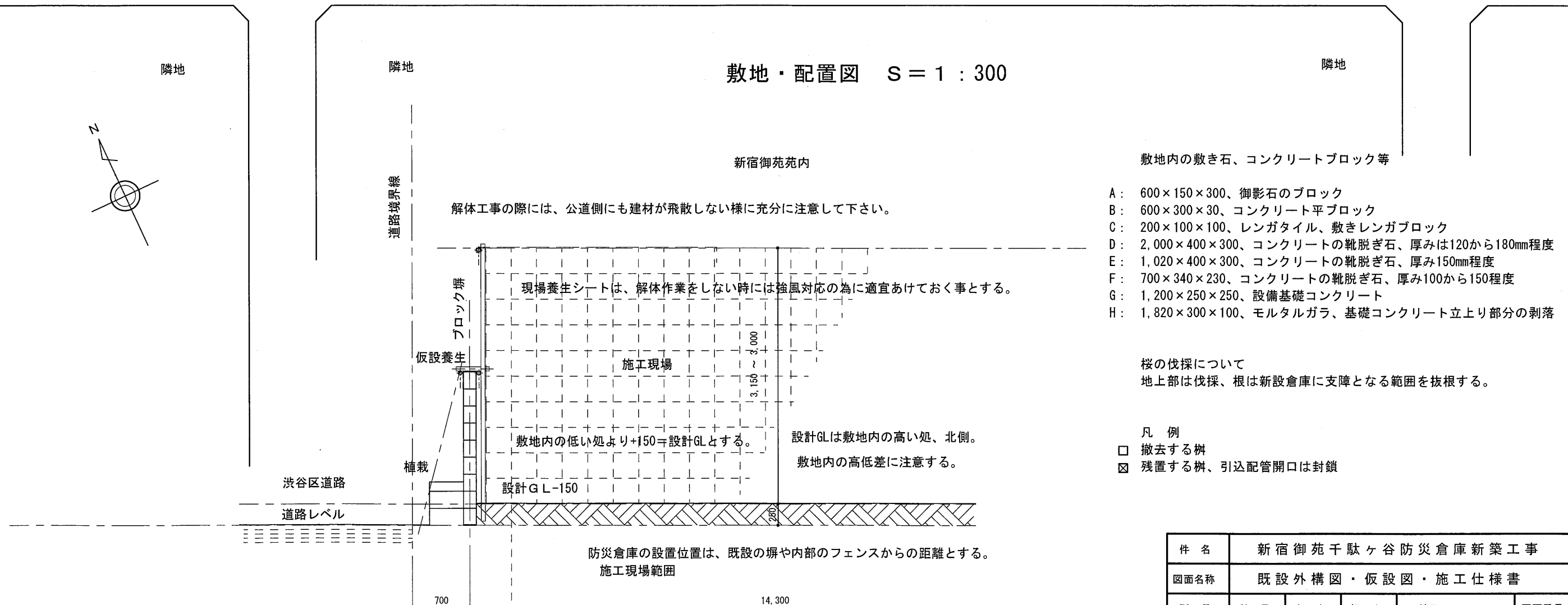
- 1、工事用の便所等は、新宿御苑内の来苑者用の便所を使用する事が出来る。
 - 2、仮設電源は既設の電源引き込み部分から分岐して、小メーターを設けて有償で使用する事が出来る。
 - 3、仮設用水は既設の給水の引き込みメーター配管部分から分岐して、小メーターを設けて有償で使用する事が出来る。
- 電気使用料、及び水道使用料は工事費とは別途清算して支払う事とする。

新宿御苑内

新宿御苑内



敷地・配置図 S = 1 : 300



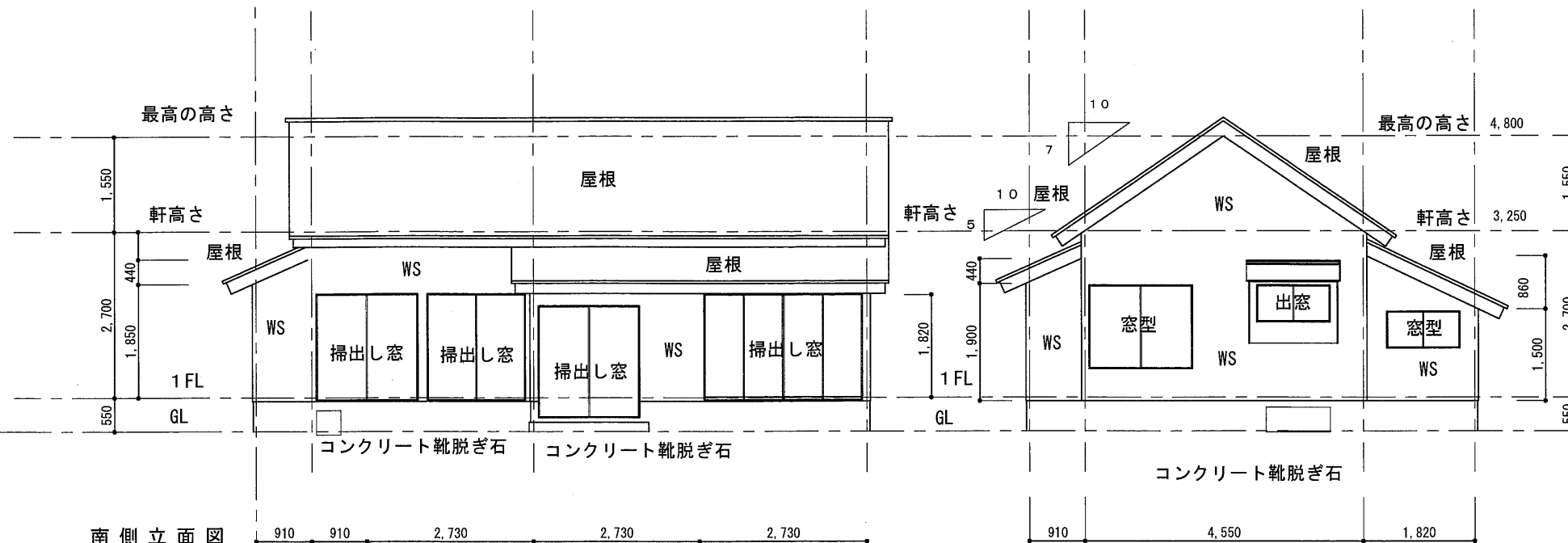
敷地内の敷き石、コンクリートブロック等

- A: 600×150×300、御影石のブロック
- B: 600×300×30、コンクリート平ブロック
- C: 200×100×100、レンガタイル、敷きレンガブロック
- D: 2,000×400×300、コンクリートの靴脱ぎ石、厚みは120から180mm程度
- E: 1,020×400×300、コンクリートの靴脱ぎ石、厚み150mm程度
- F: 700×340×230、コンクリートの靴脱ぎ石、厚み100から150程度
- G: 1,200×250×250、設備基礎コンクリート
- H: 1,820×300×100、モルタルガラ、基礎コンクリート立上り部分の剥落

桜の伐採について
地上部は伐採、根は新設倉庫に支障となる範囲を抜根する。

- 凡例
- 撤去する樹
 - ☒ 残置する樹、引込配管開口は封鎖

件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事				
図面名称	既設外構図・仮設図・施工仕様書				
所長	科長	主査	担当	縮尺 1 : 300	図面番号
					A-07/08
環境省 新宿御苑管理事務所					

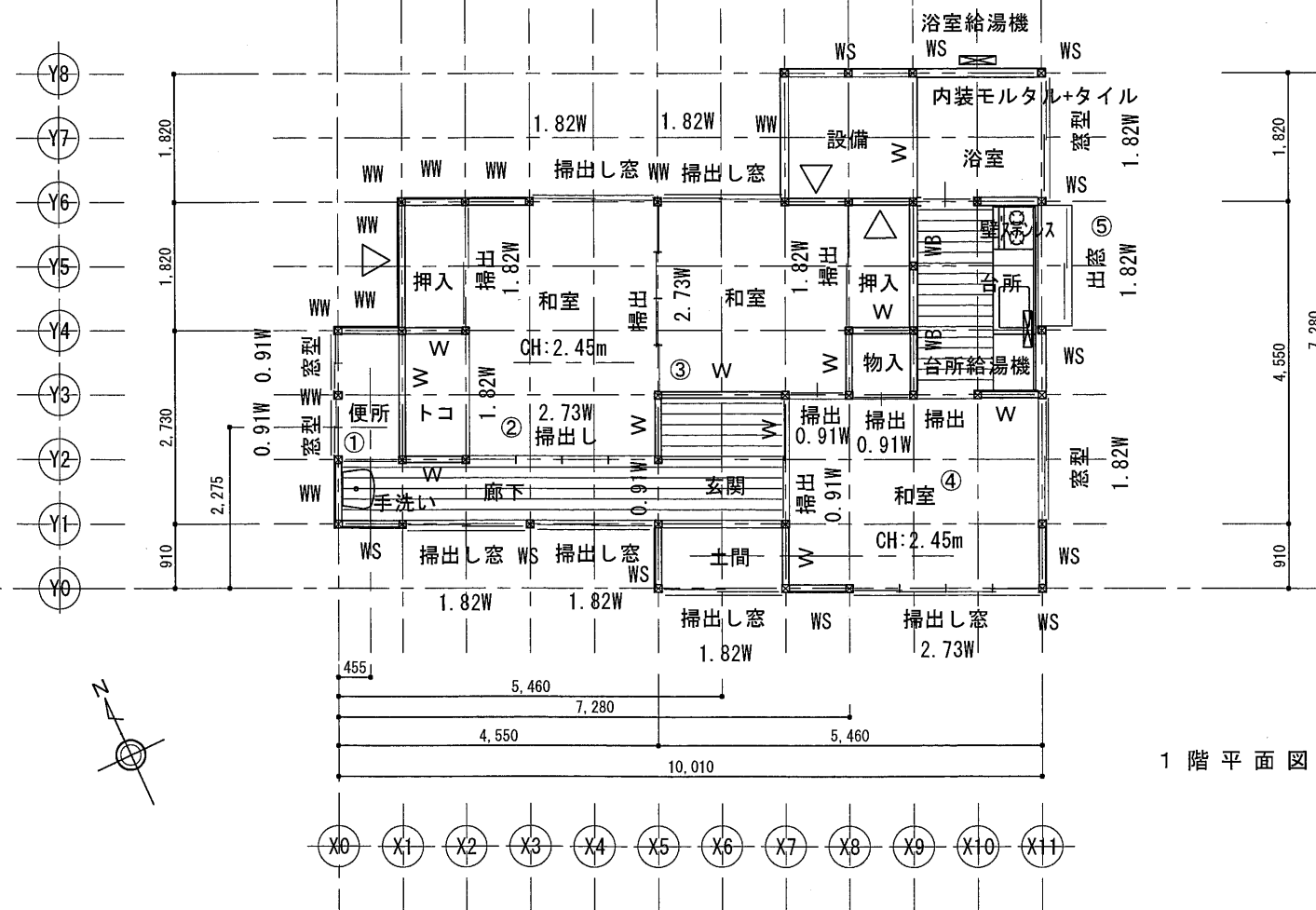


凡例等

- ▽ 構造上主要な軸組：筋交い、30×90木製
- ☒ 柱：105×105

南側立面図

東側立面図



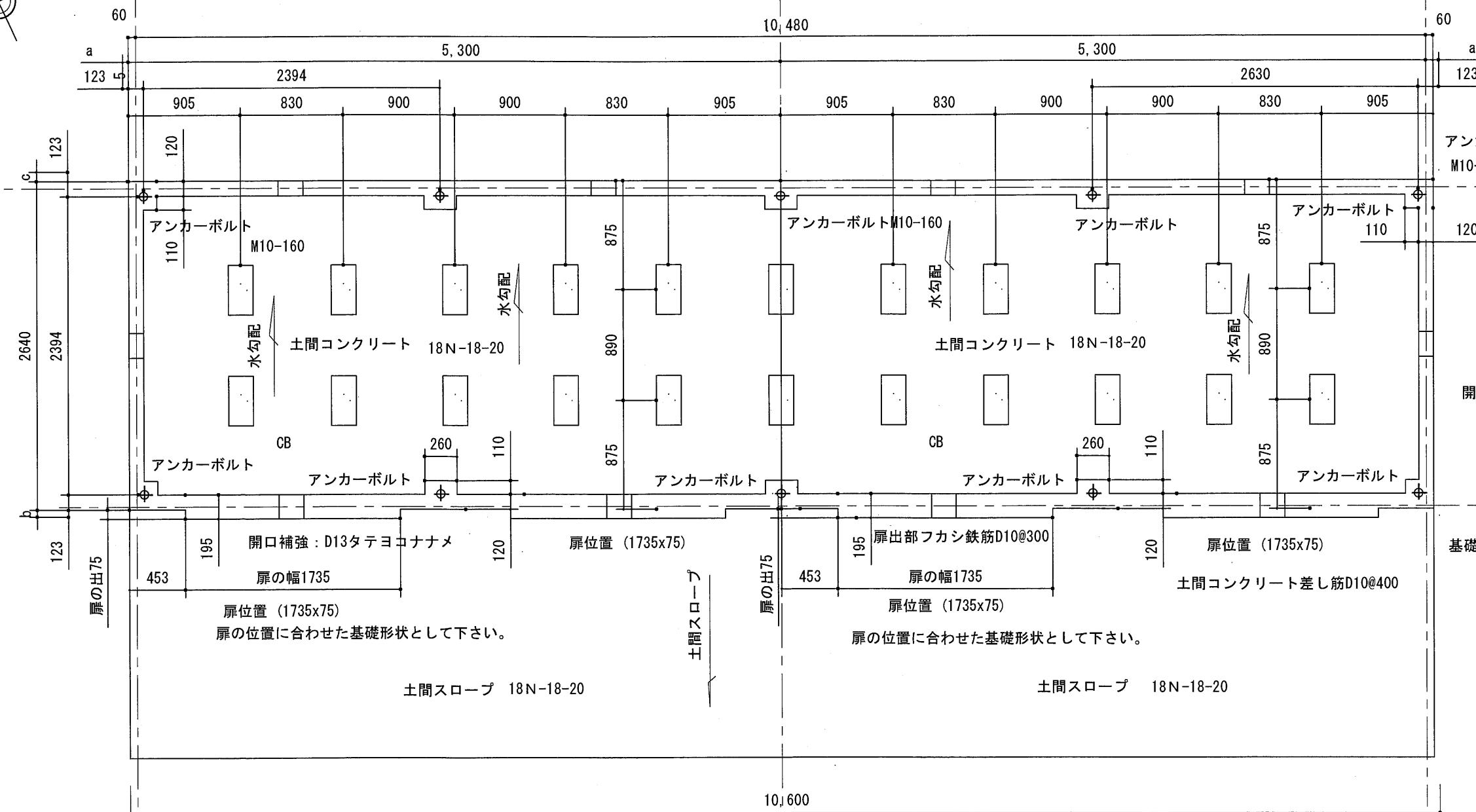
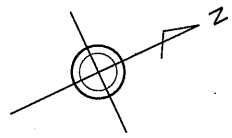
1階平面図

床面積算定

①	0.91 × 2.73 =	2.48
②	3.64 × 4.55 =	16.56
③	1.82 × 5.46 =	9.94
④	3.64 × 7.28 =	26.50
⑤	0.46 × 1.82 =	0.84
合計		56.32㎡

- 屋根 合板下地+アスファルトルーフィング、銅板葺き
下屋、庇、鉄板葺き
- 軒天井 木組下地+ケイ酸カルシウム版5mm
目透かし貼り、EP
一部、木板張り
- 外壁 WS 窯業系サイディング
WW 一部、木製板張り
- 基礎 石+蟻燭基礎、コンクリート、W120
外部：モルタル補修仕上げ
- 内装 天井 木板
一部、化粧板
- 廻縁 木製、一部、塩ビ
- 壁 W：土壁+塗装
WB：下地木製+化粧ボード
- 幅木 木製、一部、化粧パネル
- 床 木製 合板12mm+根太@303
和室：荒板+畳
杉板12mm+根太@455

件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事				
図面名称	既設平面図・立面図・仕上表				
所長	科長	主査	担当	縮尺 1:100	図面番号
					A-08/08
環境省 新宿御苑管理事務所					

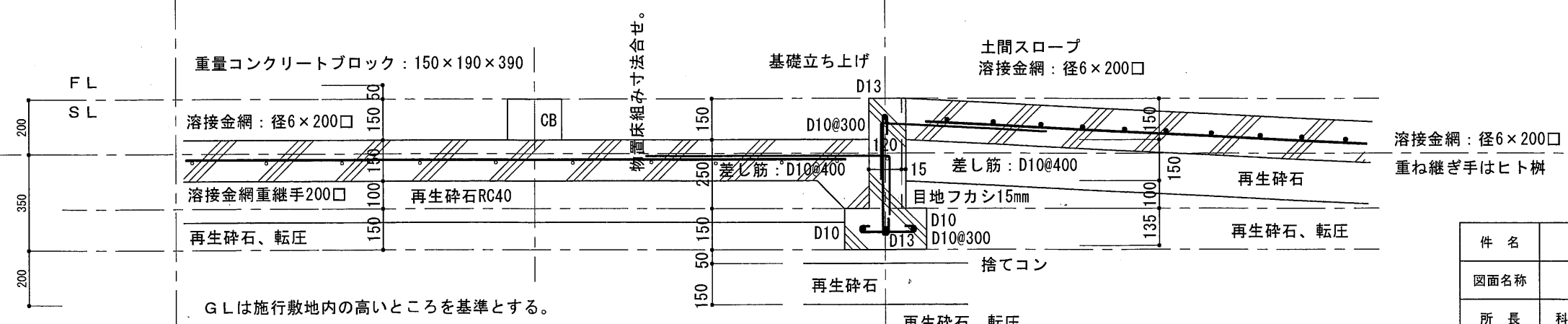


a、b、cは屋根の軒の出寸法
a=45、b=55、c=75

アンカーボルト
M10-160

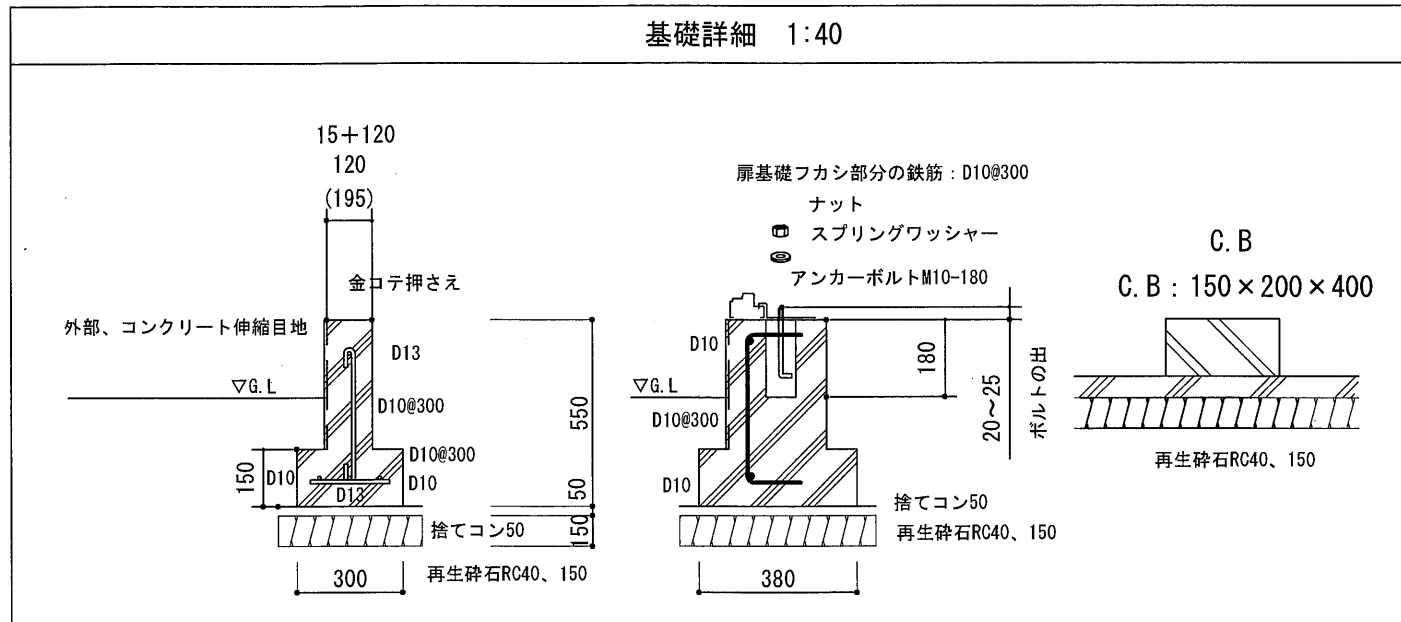
床下換気口
開口補強：D13タテヨコナメ

- 基礎地業
- 敷地、清掃、整地、レベル勾配、建物の位置の再確認を要する。位置、高さは現場確認の上に決定。
 - 碎石、レベル調整、転圧状況確認。碎石は再生碎石の品質確認する。有機物、異物は除去する。
 - 捨てコンクリート、寸法墨だし確認。捨てコンクリート：18N-18-20 建物の位置、寸法、仕様の確認。
 - コンクリート打込み金ゴテ押さえ
コンクリート：18N-18-20
品質管理はJASS5
 - 土間コンクリート木ゴテ押さえ
コンクリート：18N-18-20
品質管理はJASS5



GLは施行敷地内の高いところを基準とする。

件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事				
図面名称	基礎伏図・部分詳細図				
所長	科長	主査	担当	縮尺 1:40	図面番号
					S-01/03

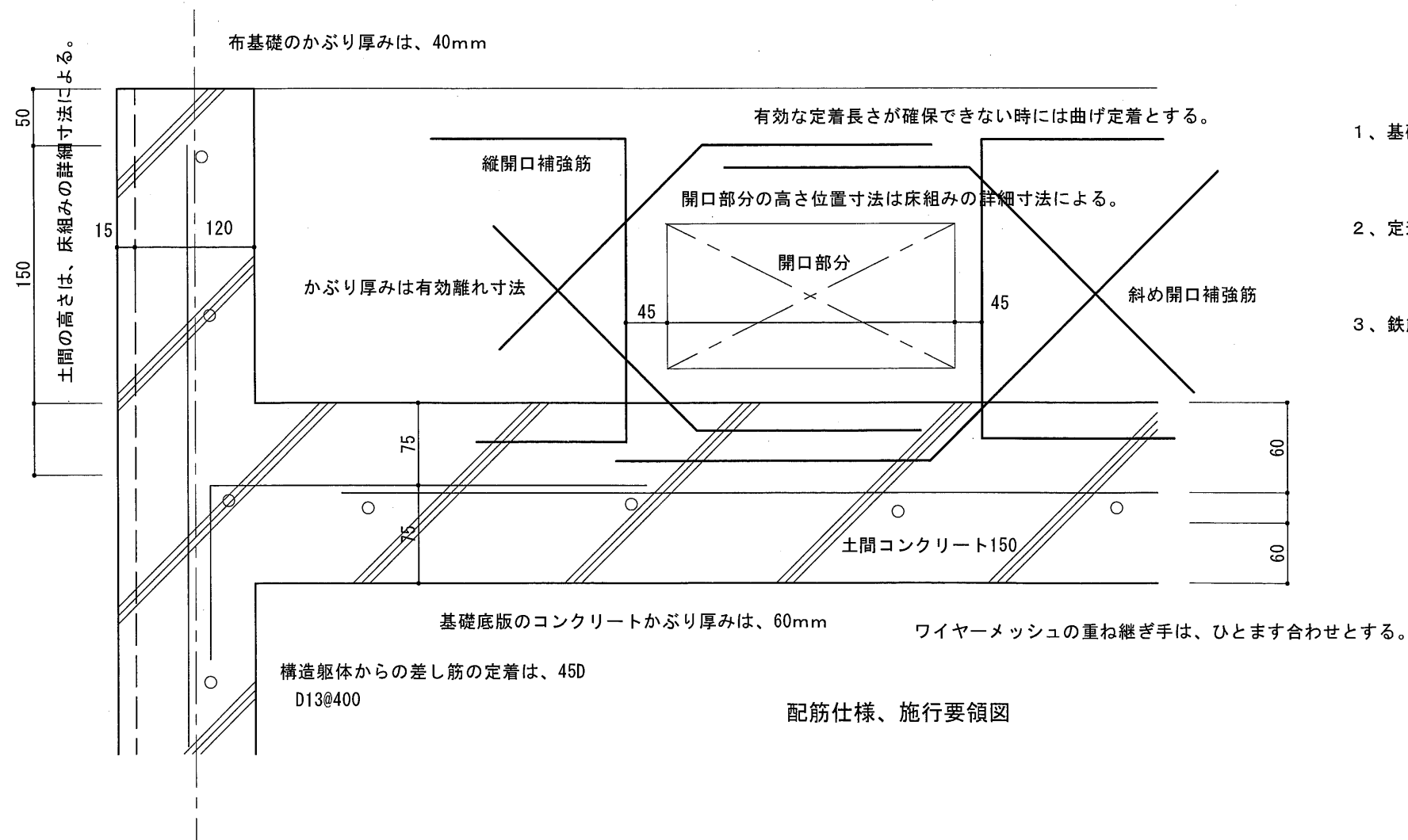


構造特記仕様書

- 1、基礎コンクリート
18N-18-20 普通コンクリート
目地：15口、@1m、4m内外、シール
補修はメンテモルタル+ペースト
- 2、土間コンクリート
18N-18-20 普通コンクリート
目地：15口、@1m、4m内外、シール
補修はメンテモルタル+ペースト
- 3、コンクリートブロック土間コンクリート
重量コンクリートブロック、

特記 コンクリートの温度補正、及び養生期間はJASS5による養生期間中は大なる荷重、集中荷重はかけない。適宜、保温、散水養生をする。他、構造仕様は建築工事共通仕様書による。現場管理用の強度補正も同様に行う

捨てコンクリート、18N-18-20



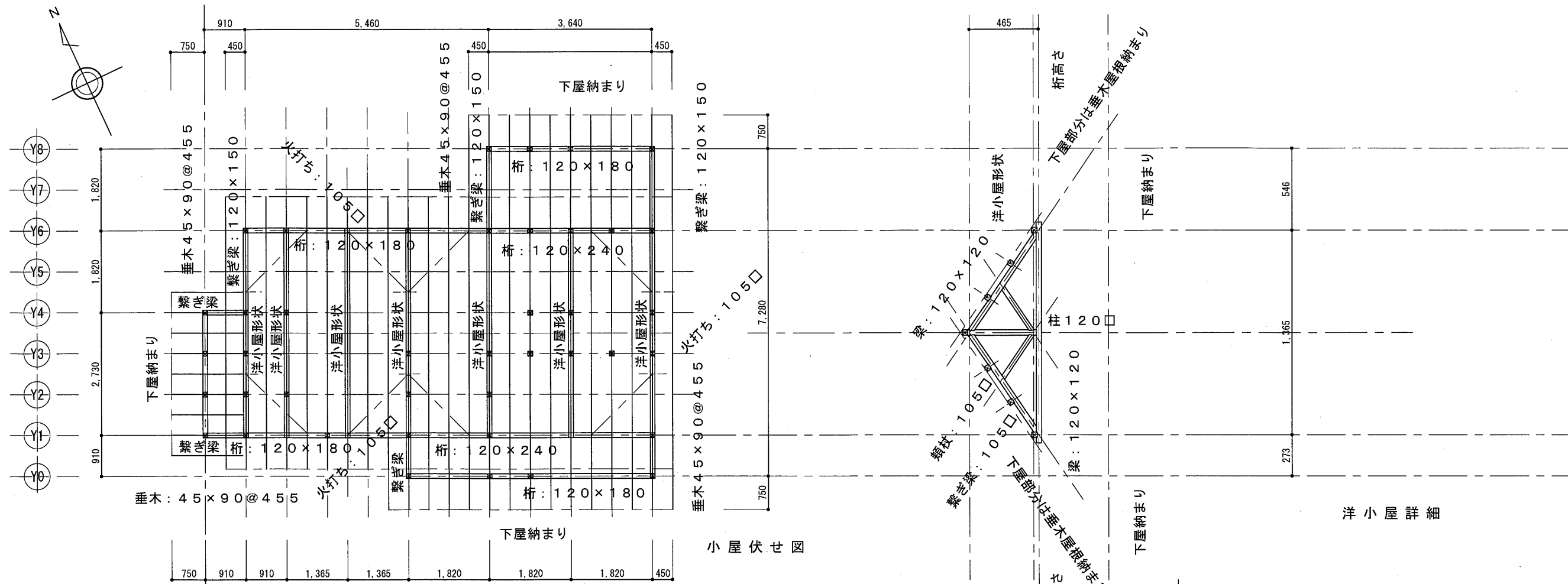
配筋要領について

- 1、基礎のコンクリートかぶり厚みは、60mm
開口補強部分も同様にする。
結束線もかぶり寸法に抵触しない。
- 2、定着は、45Dとする。
構造部分のみ込み代とする
納まり寸法上必要な場合にはフック処理する。
- 3、鉄筋相互の離れは、25mmかつ1.5Dとする。
離れの確保が出来ない場合は適正に離隔する。
有効な離れが確保できない場合、配筋の容量の変更を監督員と協議する。

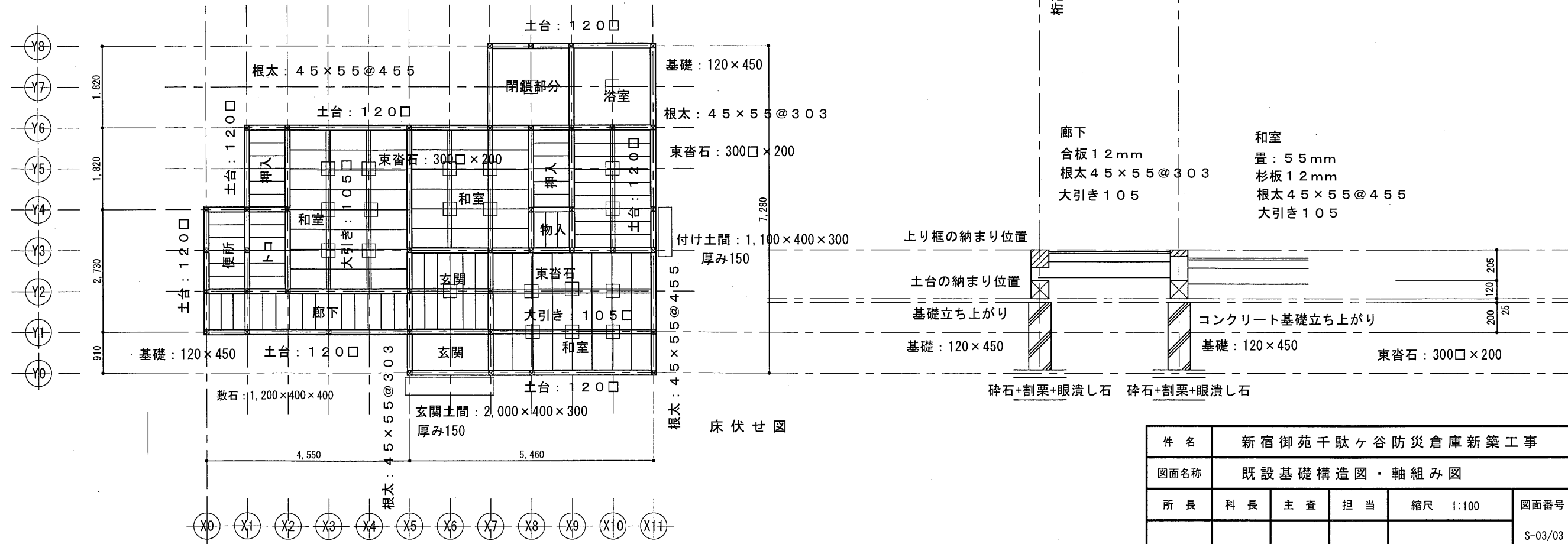
仕様、使用材料品質は、JASS5による。
建築工事標準仕様書・鉄筋コンクリート工事・日本建築学会

鉄筋は、SD295A

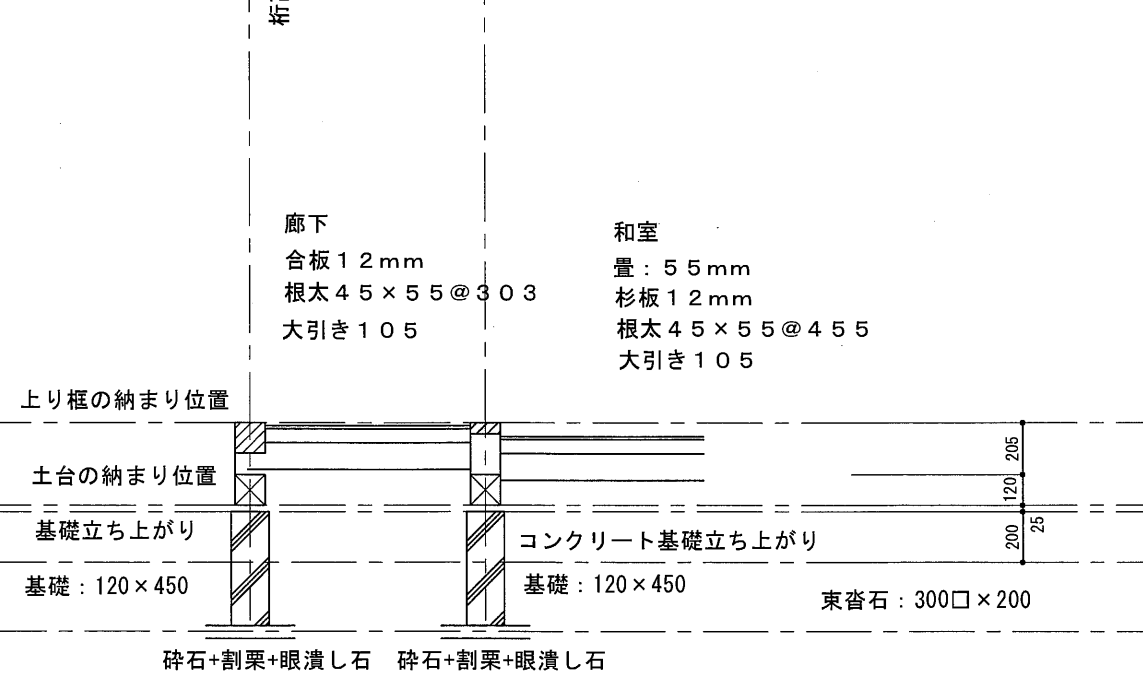
件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事				
図面名称	躯体部材図・部分詳細図・仕様書				
所長	科長	主査	担当	縮尺 1:40	図面番号
					S-02/03
環境省 新宿御苑管理事務所					



小屋伏せ図

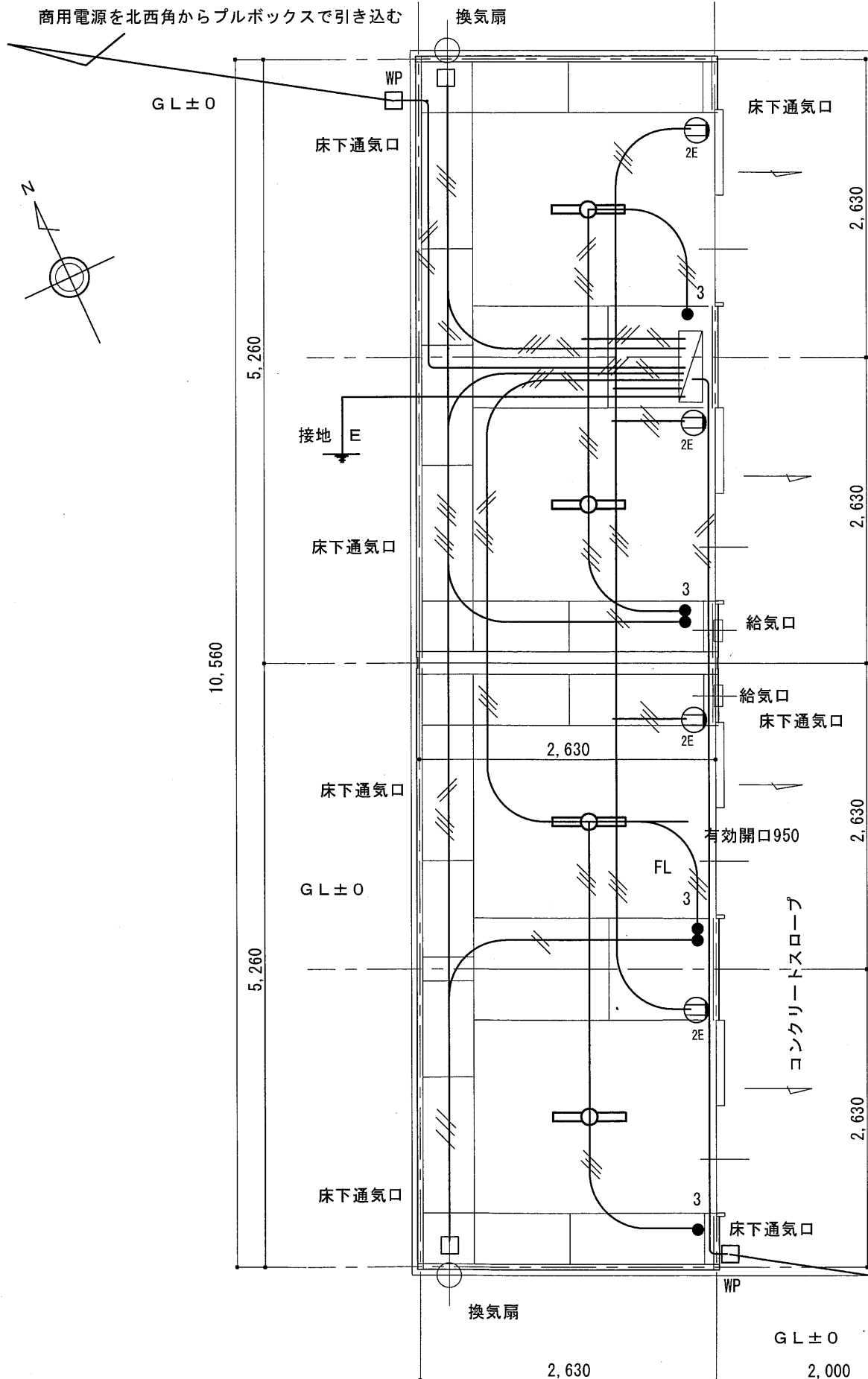


床伏せ図



洋小屋詳細

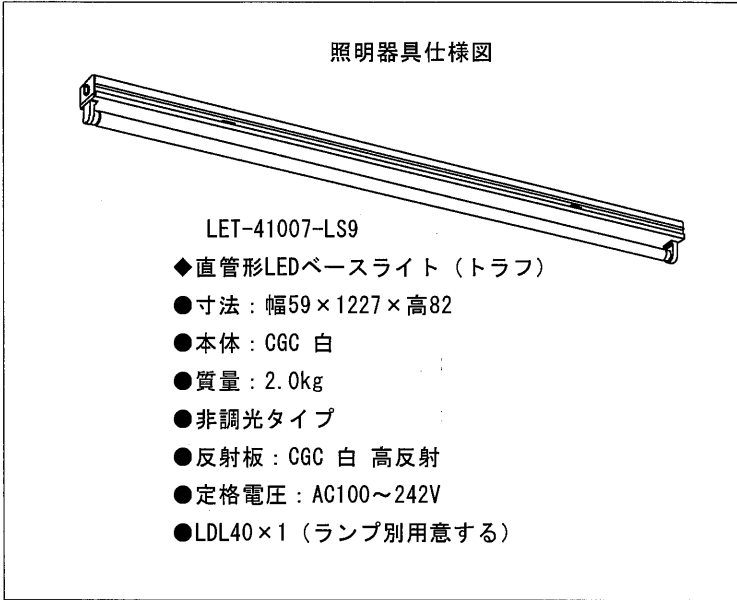
件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事				
図面名称	既設基礎構造図・軸組み図				
所長	科長	主査	担当	縮尺 1:100	図面番号 S-03/03
環境省 新宿御苑管理事務所					



アスファルト舗装

GL±0

アスファルト舗装



GL±0

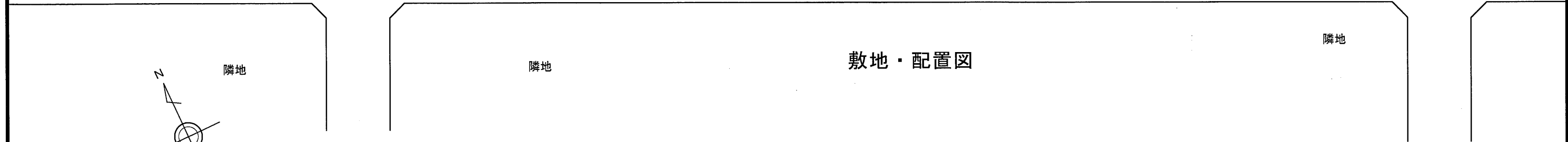
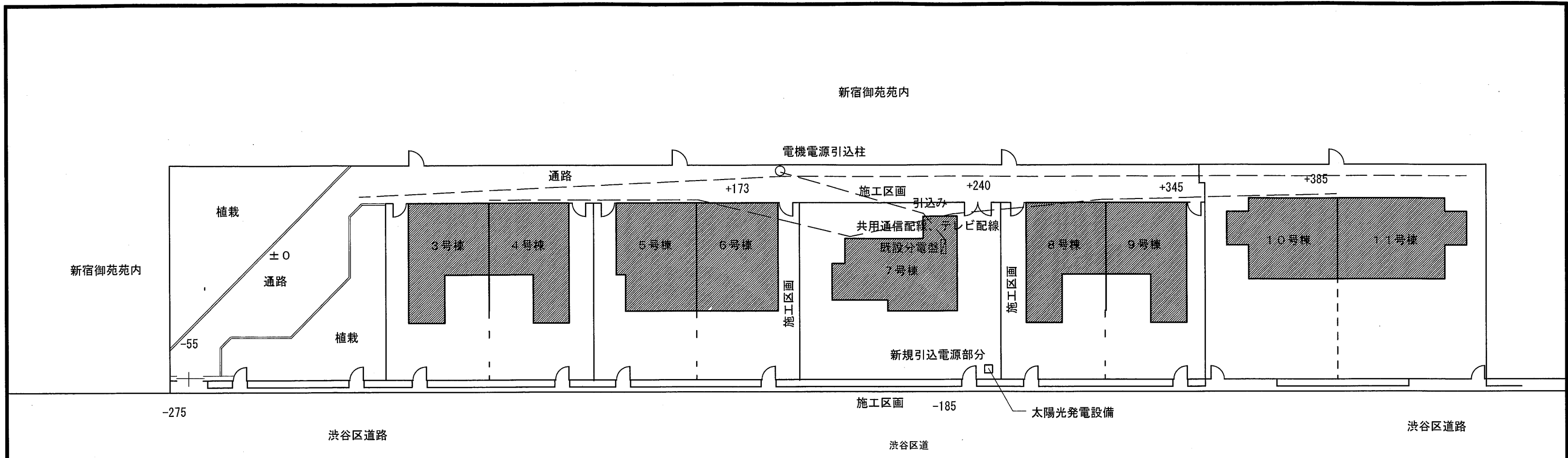
凡例

- 電灯分電盤 引込が2系統に成る様に追加配線する。絶縁盤に回路固定したものとする。
- 照明器具 LED灯 1灯用 器具仕様のランプを使用する。
- 露出スイッチ 連用型 1P-15A, 3W-15A, 4W-15A 一部、プルスイッチ
- 露出コンセント 連用型 2E-15AEX2, 2P-15AEX3 換気扇用は機器に埋め込み、他は露出化粧スイッチ コンセントは、2E×2、WTF13123WKとする
- ジャンクションボックス 天井付、壁付 WP：外部は、防水ボックスとする。

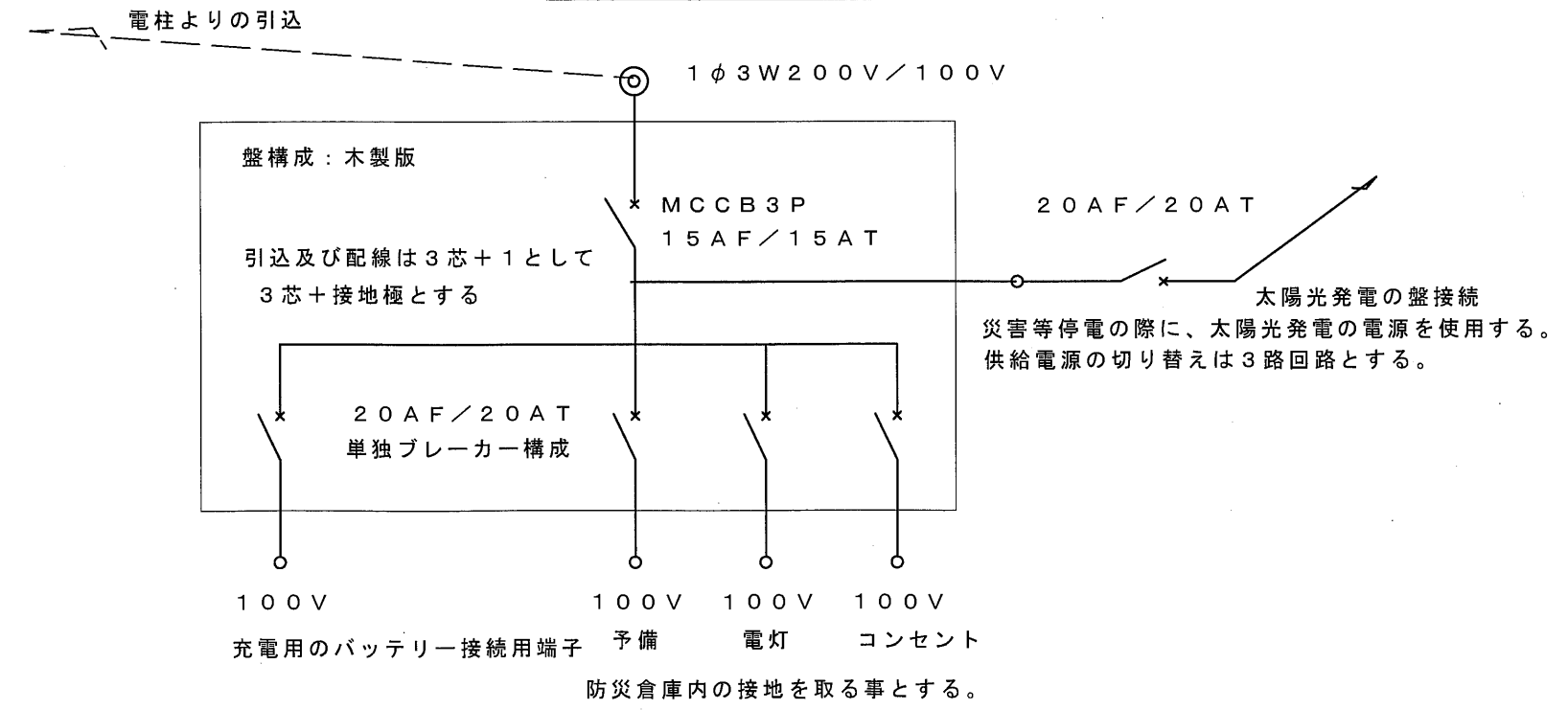
防災倉庫平面図 S=1:50

太陽光電源を南東角からプルボックスで引き込む

件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事				
図面名称	電気配線設備図・機器図・仕様書				
所長	科長	主査	担当	縮尺 1:50	図面番号
					E-02/03
環境省 新宿御苑管理事務所					



電灯コンセント電源盤結線図



施行仕様について

- 1、北側電柱よりの引込を一時留める。引き込み線は再使用する。屋内の盤、配線は撤去する。
- 2、千駄ヶ谷施設の共用通信設備配線を電信柱に引直す。共用渡りの配線は、再使用する。共用配線以外の配線は撤去する。
- 3、施工区域内の太陽光発電設備を防災倉庫内に引込する。非常時に電源が使えるように結線、配線する。ブレーカースイッチで通電できる様にする。電源の切り替えスイッチは3路回路構成とする。

件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事				
図面名称	既設電源引込図・配線図・盤図				
所長	科長	主査	担当	縮尺 1:300	図面番号
					E-03/03
環境省 新宿御苑管理事務所					

新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事設計図

仕様書

1. 工事概要

1. 工事場所 東京都新宿区内藤町 11

2. 建物概要

Table with columns: 建物名称, 構造, 階数, 延べ面積 (m2), 消防法施行令別表第一, 備考. Row 1: 千駄ヶ谷防災倉庫, RS造, 地上1階, 27.77, [blank], [blank].

(備考中の特定の施設、一般の施設とは耐震安全性の分類を示す。)

3. 工事種目 (●印を付けたものを適用する)

Table with columns: 建物別及び屋外, 工事種目, 防災倉庫, 屋外. Rows include: 空気調和設備, 換気設備, 排煙設備, 自動制御設備, 衛生器具設備, 給水設備, 排水設備, 給湯設備, 消火設備, 厨房設備, ガス設備, 排水処理設備, 雨水利用設備, 撤去工事.

4. 指定部分 ○無 ○有 ()

5. 設備概要

2. 工事仕様

1. 共通仕様 (●印を付けたものを適用し、○印のものは適用しない。)

- (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成22年版)」(以下、「標準仕様書」という。)
- (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、電気設備工事の工事仕様は、(/) 図、建築工事の工事仕様は、(/) 図による。

2. 特記仕様 章、項目、特記事項共に●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

Table with columns: 章, 項目, 特記事項

● 環境への配慮

- (1) 国等による環境物品等の推進に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)の特定調達品目の判断基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成23年2月)」による。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。
- (2) グリーン購入法(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(「資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」)に留意すること。

● 機材等

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし、製造業者等が記載されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
- (2) 別表-1に示す材料・機材等の製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。

● 化学物質を放散させる機材等

- 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から5)を満たすものとする。
- 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- 2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- 3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- 5) 上記1)、3)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。

○ 電気保安技術者

報告の様式等は現場説明書による。 工事現場における電気保安技術者は、関東地方整備局制定の国土交通省関東地方整備局営繕工事事業用電気工作物保安規定第5条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。

○ 技能士の適用

- 配管施工(配管工事) ○ 建築板金施工(ダクト製作および取り付け)
- 熱絶縁施工(保温工事) ○ 冷凍空調機器施工(冷凍空調機器の据付)

● 監督員事務所

この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて受注者の負担とする。

○ 工事用仮設物

構内につくることが ○ できる ○ できない

○ 足場・さん橋類

- 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。
- 本工事で設置とする。
- 改修標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。

○ 建設発生土の処理

○ 埋め戻し土・盛土

● 工事写真

完成図の詳細は現場説明書による。

○ 運転操作説明板

系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を書いたアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは、約 m

● 機材の承諾図

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の機械設備工事機材承諾図様式集(平成22年版)によるほか、監督職員の指示による。

● 総合調整

● 本工事(調整項目は下記のものとする。)

● 電源周波数

- 風量調整 ○ 水量調整 ○ 室内外空気温湿度の測定 ○ 騒音の測定
- 別途とする。
- 50Hz ○ 60Hz

○ 容量等の表示

- (1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
- (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

● 耐震措置

設備機器の固定等は、すべて「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の建築設備耐震設計・施工指針2005年版」により行う。ただし、設計用地震力(水平及び鉛直)は次の設計用水平地震度K_H及び設計用鉛直地震度K_V(K_H/2)を用いて計算する。設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

● 換気設備

- ダクト ● 低圧ダクト(○コーナーボルト工法(長辺の長さが1500mm以下の部分)○アングルフランジ工法 ● スパイラルダクト)とする。
- 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。
- ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
- 厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。
- 風量測定口
- ダンパー
- 排気ダクトのシール
- チャンバー
- 保温

● 排水設備

- 配管材料 (1) 屋内 汚水管 ● 硬質塩化ビニル管(VP) ○ 雑排水管 ● 硬質塩化ビニル管(VP) ○ 通気管 ○ ドンツァブ排水管 ○ (2) 屋外 第一樹まで ● 硬質塩化ビニル管(VP) ○ 樹間 ● 硬質塩化ビニル管(VP) ○
- 洗面器等の排水管 洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。台所流し等の床上部分の配管は、ビニル管(RF-VP)でもよい。洋風便器、小便器、洗面器及び掃除用流しとの接続管は、ビニル管(RF-VP)とする。図示の箇所に取り付けます。
- 満水試験継手
- 放流納付金等

○ 給湯設備

- 配管材料 ○ JIS又はJV(○5K ○10K (図示部分))
- 弁類 ○ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

○ 消火設備

- 配管材料 (1) 屋内消火栓 一般 ○ 地中 ○ (2) 連結送水管 一般 ○ 地中 ○ (3) ○
- 保温
- 建物導入部配管 屋外露出配管は標準仕様書第2編3.1.5 e₂・(ハ)・VIIによる保温を行う。標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)○(a) ○(b) ○(c)による。

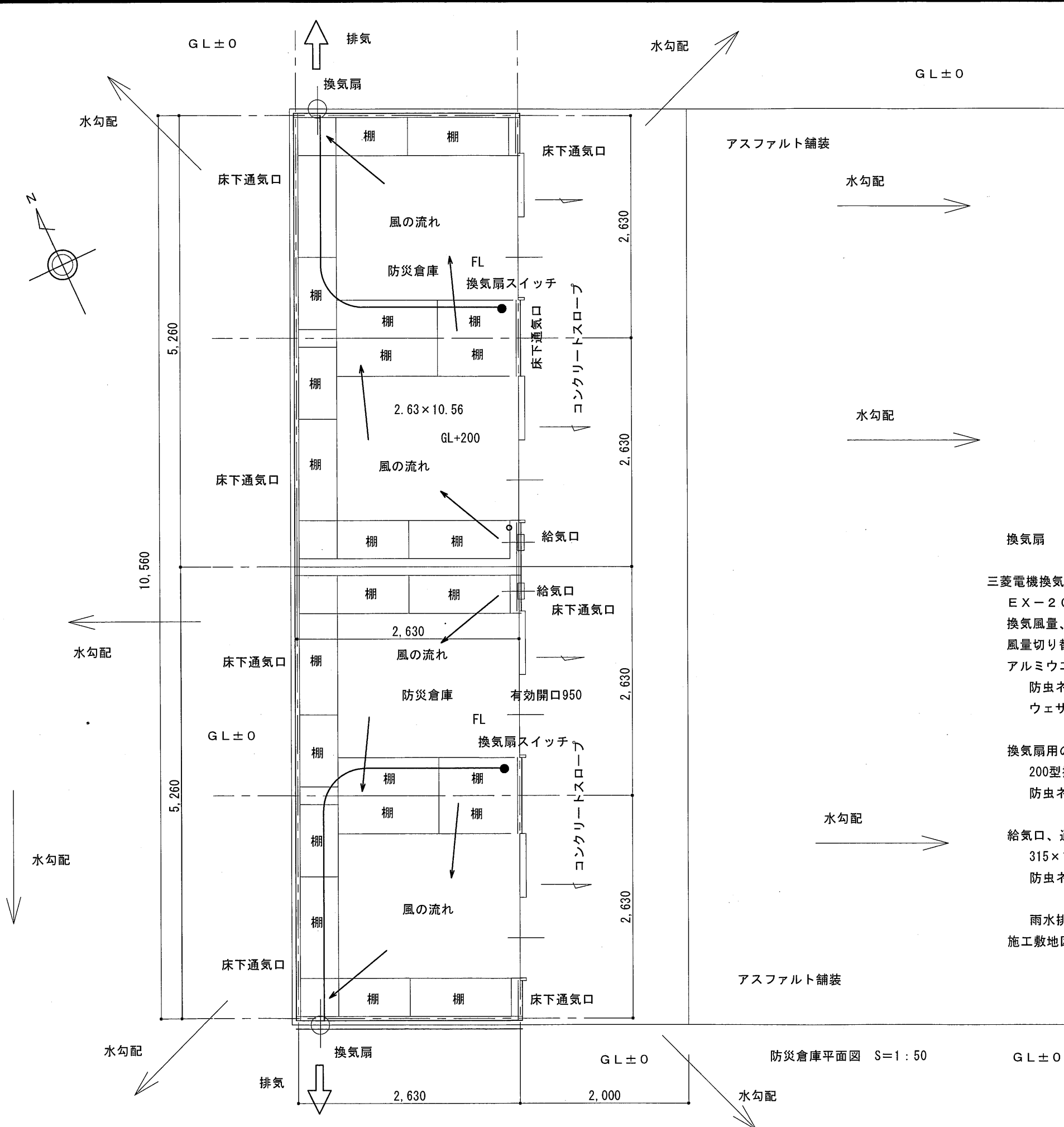
○ 厨房設備

- システム ○ ドライシステム ○
- 厨房用熱源 図示による。
- 機器の機能等 図示による。

● ガス設備

- ガス種別 ● 都市ガス(供給者名: 東京ガス 発熱量 MJ/(Nm³)) ○ 液化石油ガス
- 配管材料 ○ 都市ガス ガス事業者の供給規定による。 ○ 液化石油ガス (1) 一般 (2) 地中
- 充てん容器 別途(○50kg ○) × 本
- 集合装置 標準図(液化石油ガス容器廻り配管要領)による 本組。
- 転倒防止等 標準図(液化石油ガス容器転倒防止施工要領)の(○(a) ○(b))による。
- メーター ○ 親メーター(○貸与品 ○) 子メーター(○買い取り)
- ガス漏れ警報器 ○ 本工事(図示による) ○ 別途工事)
- 漏洩検知装置 ○ 要 ○ 不要
- 電気防食 ○ 要 ○ 不要
- 引込負担金等 ○ 要(○別途工事 ○ 本工事) ○ 不要

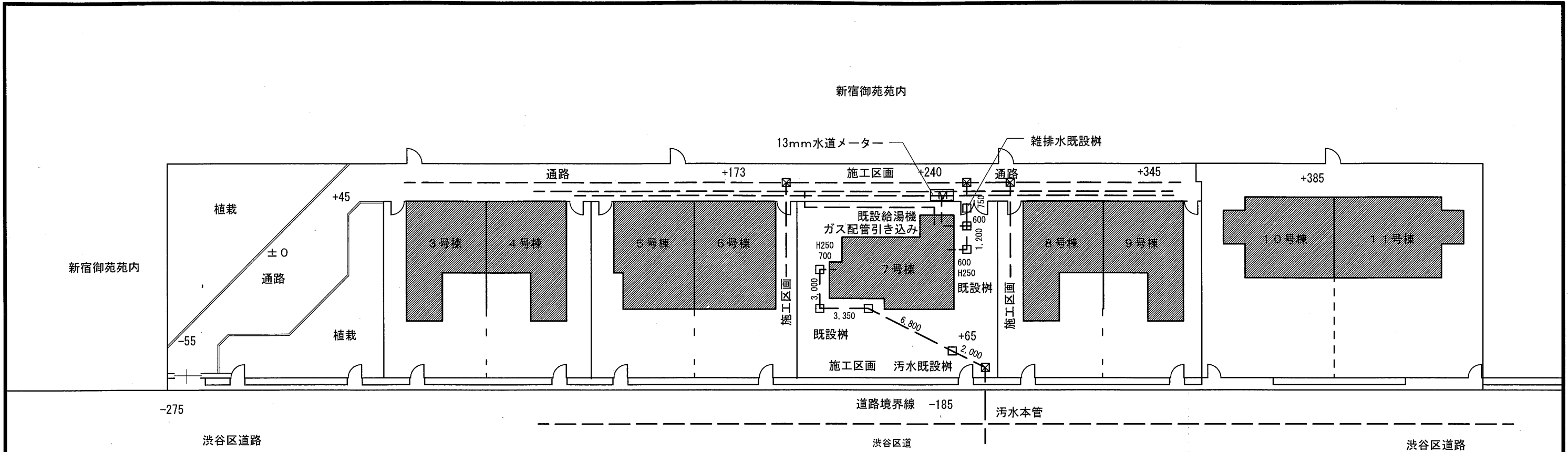
Table with columns: 件名, 図面名称, 所長, 科長, 主査, 担当, 縮尺, 図面番号. Row 1: 新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事, 機械設備特記仕様書, [blank], [blank], [blank], [blank], [blank], M-01/03. Row 2: 環境省 新宿御苑管理事務所



- 換気扇
- 三菱電機換気扇
EX-20KJ6-BL
換気風量、600立米/時間、528立米/時間
風量切り替え2段階
アルミウエザーカバー、200口用
防虫ネット、KS3タイプ
ウエザーカバー、P-20CVA4
- 換気扇用の取付パネル、KXP-H
200型換気扇用
防虫ネット、ステンレス
- 給気口、通気パネル、KTP-H
315×100×2ヶ所
防虫ネット、ステンレス
- 雨水排水は敷地内処理
施工敷地区画内にて、高い処を設計GLとする。

防災倉庫平面図 S=1:50

件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事				
図面名称	換気設備図・機械仕様書				
所長	科長	主査	担当	縮尺 1:50	図面番号
					M-02/03
環境省 新宿御苑管理事務所					

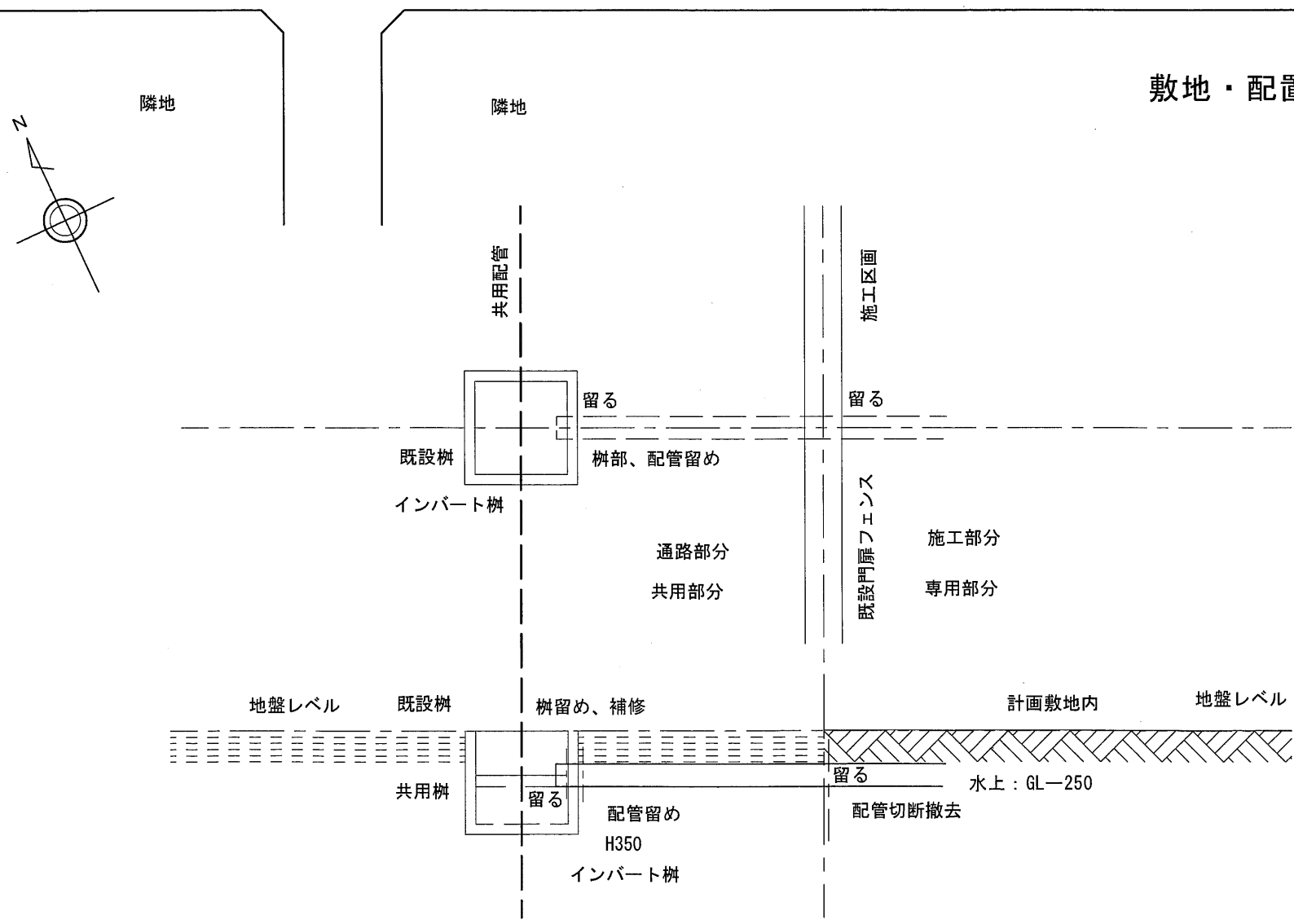


敷地・配置図

- 凡例
- 撤去する樹
 - ☒ 残置する樹、引込配管開口は封鎖

施工仕様について

- 1、給水配管は、メーター部分で留める
既設の給水配管は撤去する。
撤去処分は関係法令による。
- 2、雑排水は北側の既設樹部で留める。
敷地内引き込みの配管は撤去する。
撤去処分は関係法令による。
- 3、ガス引き込み配管は敷地引き込み部分で留める。
引込バルブ、引き込み配管は敷地建物区画で留める。
現場にて配管留め位置の確認をする。
- 4、污水配管は、南側の公設引き込み樹を残置して留める。
敷地内樹を残置する。
引き込み樹、配管の位置表示、図示する事とする。
現状既設樹は、土砂に埋没している。
既設樹の試掘の際には監督員が立ち会う事とする。
- 5、建物北側の給湯機、及び室内の給湯機等は、撤去する。
埋設物等不明な物は、現場監督員の指示に従う。



件名	新宿御苑千駄ヶ谷防災倉庫新築工事				
図面名称	既設引込図・配管図				
所長	科長	主査	担当	縮尺 1:300	図面番号
					M-03/03
環境省 新宿御苑管理事務所					